

# 弁護士のある方について

2000年8月29日

日本弁護士連合会

## 弁護士のあり方について

### - 目 次 -

#### 第1 弁護士改革総論

1 司法改革と弁護士制度改革 .....	1
2 弁護士制度改革の意義と取り組み .....	2
3 これからの課題 .....	5
4 21世紀に向けて .....	6

#### 第2 弁護士改革各論

弁護士改革の人的側面 .....	7
1  弁護士人口の増加 .....	7
2  公益性に基づく社会的責務の実践 .....	9
公益性 .....	9
社会的責務の実践のための基盤整備 .....	12
意識改革 .....	14
3  弁護士の活動領域の拡大 .....	16
4  弁護士と隣接法律専門職種等（企業法務などを含む）との関係 .....	16
5  弁護士と国際化 / 外国法事務弁護士との関係 .....	22
弁護士改革の制度的側面 .....	26
1  弁護士へのアクセスの拡充（弁護士過疎や経済的理由等によるアクセス障害の解消） .....	26
法律相談活動の充実 .....	26
弁護士費用（報酬） .....	31
弁護士情報の公開 .....	33
職務の質の向上・弁護士執務体制の強化 .....	36
複数事務所の設置について .....	39
弁護士自治と弁護士倫理 .....	40

# 第1 弁護士改革総論

## 1 司法改革と弁護士制度改革

### (1) 司法の果たすべき役割

司法制度改革審議会は、1999年12月21日、「司法制度改革に向けて - 論点整理」(以下、「論点整理」という)を取りまとめた。

「論点整理」は、日本社会の変容を踏まえつつ、司法の役割について、以下のとおり述べている。

一つは、事後監視・救済型社会への転換の中で「弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きるさまざまな紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適正かつ迅速に解決される」ようにすることである(「論点整理」4頁)。

いま一つは、政治改革・行政改革等を通じて政治部門の統治能力の質の向上が図られているところ、「政治部門の活動を監視し、その行き過ぎによって国民の基本的人権が不当に侵害されることのないようにする」ことである(同上)。

司法は、民事訴訟、行政訴訟等において国民の側から提起される個別具体的な事件に対して、「すべての国民を平等・対等な地位におき、公平な第三者が適正な手続により公正かつ透明な法的ルールに基づいて判断を示す」(同上)点において、他の二権と異なる機能的特徴を有している。公正で透明なルールの下で、まさに「剣の力にも財の力にも頼らない」(同上)で「理とことばの力に基づいて、法の支配を貫徹し、国民の権利・自由を実現する」(同上)ことこそ、あるべき司法の理念を示すものである。「論点整理」が提起した以上の理念は、基本的に日弁連のめざすところと軌を一にするものである。

真の意味で国民生活に根づいた司法を築き、司法およびこれを担う法曹が「国民の社会生活上の医師」(同上)としての役割を十全に果たすことができるように、あらゆる角度から改革のメスを入れることが強く求められている。

### (2) 弁護士のあり方に関する改革の位置づけ

1999年12月8日、法曹三者に対する総括的ヒアリングにおいて、日弁連の小堀樹会長(当時)は、「市民の司法」の実現のために以下の3つの課題を挙げた。

弁護士に関する改革

市民による司法 法曹一元と陪・参審の実現

市民のための司法制度の整備 司法の人的および物的インフラ整備、法曹養成システムの確立

相互に密接不可分の関係にあるこれらの課題の冒頭に「弁護士に関する改革」を

掲げたのは、これを実行する日弁連の不退転の決意を示すものである。

日弁連が唱える「市民の司法」は、現在の司法の質を抜本的に転換するものである。新しい質の司法には新しい質の担い手が必要である。「弁護士に関する改革」は、司法制度改革の諸課題のうちで、主要かつ基底的な意義を持つものである。

弁護士制度改革を断固として遂行していくなかで、法曹一元、国民の司法参加など、司法制度の抜本的改革も実現・実施の途につくのである。

## 2 弁護士制度改革の意義と取り組み

### (1) 弁護士制度改革と日弁連の責務

日弁連は、弁護士法(昭和24年6月10日法律205号)によって設立され(弁護士法45条)、「弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」を目的としている。

「弁護士の使命」は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」(弁護士法1条1項)であり、その「職務」は、「当事者その他関係人の依頼<sup>■</sup>は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うこと」(弁護士法3条1項)である。弁護士は「誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」(弁護士法1条2項)とされ、かかる活動をとおして、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」というその使命を果たすこととされている。

日弁連は、「弁護士事務の改善進歩」、弁護士の職務の質の確保・向上に第一次的責任を負っており、その立場から、たとえば、1990年から1999年にかけて4度にわたる司法改革宣言(日弁連総会決議)を採択し、法律相談センターの全国展開や当番弁護士を実施するなど、市民に身近で利用しやすく納得のできる司法を実現するために、弁護士制度改革に取り組んできた。

### (2) 弁護士制度改革の目的

今後の弁護士制度改革の目的は、21世紀日本社会の需要に的確に応えうる、より高い質の弁護士を、より多く確保するとともに、弁護士がその社会的な役割をより十全に果たすために、それに必要な諸制度の整備を行うことにある。

弁護士の質とは、弁護士がその社会的な役割を十全に果たすために必要な資質・能力のことである。

弁護士の社会における役割は、上記の弁護士法などでも明らかにされているように、依頼者の権利・利益を誠実・公正に擁護・実現する(弁護士倫理4条、同19

条。弁護士法1条1項、弁護士倫理1条参照)とともに、法廷の内外を問わず正義の実現を図ること(弁護士倫理1条、弁護士法1条1項)とされている。前者については「頼もしい権利の護り手」(中坊公平委員レポート第13回司法制度改革審議会)という表現で、また、後者については「信頼しうる正義の担い手」(同上)という表現で、それぞれその役割とそれを果たす上でとるべき姿勢が説かれているのは周知のとおりである。弁護士は、依頼者の権利・利益を誠実に擁護・実現することと、法廷の内外を問わず正義の実現を図ることとの二つを統一して遂行することで、社会に対しその役割を果たすものとされている。

この二つのうち、正義の実現を図るとの役割から弁護士の公益性・公益的責務が導かれる。「弁護士は、司法の独立を擁護し、司法制度の健全な発展に寄与するように努める」(弁護士倫理3条)との規定も、これに基礎づけられる。

弁護士制度改革の目的の一つは、弁護士の質すなわち弁護士がその社会的な役割を十全に果たす上で必要な資質・能力を確保し向上させることにある。その観点から、弁護士・弁護士会は、法曹養成制度(司法試験制度を含む)および法曹教育(継続教育)制度の改革とその発展に主体的に関わるものである。

弁護士倫理は、弁護士が、上記の二つの役割を質の要請に応えつつ履践する上での行為規範(ルール)を体系化したものであり、懲戒制度は、弁護士倫理の実効性を確保するためのものである。両者はあわせて弁護士の質の確保・向上を図り、弁護士制度に対する社会的信頼を基礎づけるとともに、依頼者たる市民の利益を守ろうとするものである。弁護士法72条が「弁護士でない者」、すなわち、上記のような質を有することが客観的に保障されていない者の法律事務の取扱いを禁止するのも、弁護士倫理や懲戒制度などで法律事務を取り扱う者(弁護士)の質の確保を図ると同じ理念に基づくものである。

日弁連は、弁護士の質の確保・向上に関わる制度について、以上の観点から見直す必要があると考える。

弁護士制度改革のもう一つの目的は、弁護士がその社会的な役割を十全に果たすために必要な制度を構築・整備することにある。弁護士人口の増加は、市民の正義へのアクセスをあまねく保障する見地からも、法曹一元の導入など「司法制度の健全な発展」(弁護士倫理3条)を保障する見地からも、きわめて優先度の高い課題である。その他にも、後述のように、多くの重要課題がある。

### (3) 弁護士制度改革 自己改革プログラム

1999年11月19日、日弁連理事会は、「司法改革実現に向けての基本的提言」を採択した。これは、前記の4次にわたる司法改革宣言(日弁連総会決議)、1998年の「司法改革ビジョン」の内容を引き継ぎ、これを具体化するための政策要綱として取りまとめられたものである。

この中では、法曹一元制度の導入、陪・参審制度の導入を軸とする「市民による

司法の実現」などと並んで、弁護士の自己改革プログラムが掲げられた。この自己改革プログラムは、弁護士自治が市民から負託されたものであり、その基盤は市民の信頼と支持にあるとの自覚に立って、弁護士人口の増加、法律事務独占に伴う責務、法曹養成制度改革、弁護士倫理の確立の4点について改革課題を掲げた。

これ以後の日弁連の自己改革の取り組みの概要は、以下のとおりである。

#### (4) 日弁連会長プレゼンテーション(1999年12月8日)以降の取り組み

##### ア 弁護士の人的基盤の強化

日弁連執行部は、2000年11月1日に臨時総会を招集して、法曹人口と法曹養成に関する新たな日弁連の方針を提案すべく準備を進めている。その内容および趣旨は後述のとおりである。

##### イ 弁護士が法曹養成により大きく関わり、後進の養成に責任を果たすこと

上記臨時総会においては、新たな法曹養成制度を創設し、弁護士会がこれに主体的かつ積極的に関与しその円滑な運営に協力することを明らかにする予定である。

##### ウ 弁護士へのアクセス障害の改革

弁護士過疎対策 - 「日弁連ひまわり基金」・公設事務所(資料7)

日弁連は、弁護士過疎対策として会員から特別会費を徴収し、基金(「日弁連ひまわり基金」)を創設し、公設事務所の設置と弁護士過疎地における開業支援に一定の費用を支出することを決定した(1999年12月16日臨時総会決議)。

この基金を利用して2000年4月には対馬に、同年6月には石見に、それぞれ公設事務所が設置された。

弁護士情報の質・量両面にわたる拡充

2000年3月24日の臨時総会決議により、弁護士の広告を原則自由化することに会則を改正した。この会則は2000年10月1日施行されることになっている。

権利保護保険(資料10)

日弁連は、2000年7月27日、偶然の事故により被保険者が被った生命・身体・財物の損害賠償請求に関し、弁護士費用、訴訟費用を付保する権利保護保険(当面は特約型として発売される)について、契約者が依頼すべき弁護士を知らない場合には弁護士会に紹介依頼ができることなどを内容とする協定を損保会社と締結した。かかる協定を締結する会社が増加し、対象となる事件の範囲が拡大すれば本格的な権利保護保険制度として発展する可能性がある。

##### エ 弁護士の職務体制の強化

法律事務所の法人化(資料12)

従来、弁護士が法人組織によって法律事務を取り扱うことは認められていな

かったが、日弁連は「法律事務所の法人化問題に関する基本方針」(1998年12月18日理事会決定)を、2000年3月17日、同年6月17日の理事会において確認の上、これを発展させる方向での決議をした。

次期通常国会において法律事務所の法人化を認める法案が提出される見通しとなっている。

#### 弁護士法72条についての基本指針

弁護士隣接法律専門職種との関係については、協働の体制を構築することを基本とするものである。その上で、弁護士の増員によって市民の需要に応える体制ができるまでの過渡的措置として、隣接法律専門職種それぞれの取扱分野に関する法律事務を、一定の要件を満たした者が一定の範囲で行うことにより、市民のニーズに応えるとの構想を、執行部の方針としてまとめつつある。

### 3 これからの課題

#### (1) 弁護士の質の確保・向上により大きな役割と責任を負うこと

弁護士の国民生活に果たす役割が大きくなればなるほど、弁護士会は弁護士の質の確保・向上により大きな役割と責任を負うことにならざるをえない。

弁護士倫理の研修を強化することは当然として、弁護士会は、弁護士の質の確保・向上のために司法試験、法曹資格付与を含む法曹養成の全過程に、より主導的に関わる必要がある。そのための第一歩として、新規登録弁護士に対する研修ガイドラインを策定し、さらに会内に新規登録弁護士研修センターを設置して、今秋司法研修所を卒業する新規登録弁護士から集中研修を実施することとなっている(資料20)。

#### (2) 弁護士会の弁護士に関する行政事務について国民に情報を公開し、国民に対する説明責任を果たすこと

弁護士会は、弁護士法により、弁護士の登録・懲戒という行政事務を行っている。1999年に成立し、2001年より施行が予定されている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の立法趣旨に鑑み、上記の弁護士会の行政事務に関する情報を公開するのは弁護士会の責務と考える。そのための具体的体制を検討していきたい。

#### (3) 弁護士の社会的役割の拡充

公的機関、国際機関、民間企業、非営利団体(NPO)をはじめとして、社会のあらゆる分野に弁護士が進出してその役割を果たすための制度的インフラの整備も

緊急の課題である。とりわけ弁護士の公職兼務を制限する弁護士法30条1項は早急に改正されなければならない。

#### (4) 弁護士の資質・能力の向上

社会から期待される役割を果たすために、弁護士の資質・能力をより一層高めなければならない。専門化、国際化のための体制整備が進められなければならない。継続研修の拡充・強化をより一層強力に推進したい。

#### 4 21世紀に向けて

いかなる制度もこれを担う人間の熱意と努力なくしては、たちまち形骸化と腐朽の危機に瀕する。新しい制度の創造とともに、これを担う弁護士のより一層の意識改革が必要である。正義への貢献と市民への奉仕を欣然として引き受ける弁護士が多数存在してこそ、司法改革はなし遂げられる。司法改革の中に弁護士制度改革なくなく弁護士の意識改革を位置づける理由はここにある。

21世紀日本社会に向け、司法制度改革審議会が発信するであろうその内容が、明日の法曹界をめざし、担うべき若者の情熱をかき立て、勇気を鼓舞し、そのフロンティア精神を喚起するものであってもらいたいと心から願うものである。



## 第2 弁護士改革各論

### 弁護士改革の人的側面

#### 1 弁護士人口の増加

##### (1) 「大きな司法」と弁護士

21世紀の日本社会を、一人ひとりの個性と能力が豊かに開花し、個人の尊厳が保たれる、民主的なものとするためには、行政主導型社会における「小さな司法」にとどまることは許されない。司法機能を人的にも物的にも抜本的に充実・強化し、あらゆる紛争を的確かつ迅速に解決できる「大きな司法」を実現しなければならない。

「大きな司法」を実現するには、社会そのものが自由主義と民主主義の理念に立脚し、その隅々に広く法的正義がいきわたるとともに、これを支える個人が、主体的に法を駆使して自らの権利・利益を確保し、これらをとおして国家社会のあり方を決定していくようにならなければならない。

こうした個人と社会のあり方を現実のものとして発展させていくためには、弁護士が、厚い層となって社会に存在することが必要である。「大きな司法」の社会は、法廷の内外を問わず、弁護士が「社会生活上の医師」として、あらゆる個人の傍らに存在し、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」(弁護士法1条1項)ために活動する姿を予定している。

その意味で、「大きな司法」の実現は、社会における弁護士の役割の拡大にほかならない。21世紀の日本社会では、複雑・多様で新しい法的需要が大量に発生すると指摘されている。市民の権利意識の伸展を基盤としながら、環境問題や高齢者・障害者・外国人・消費者・勤労者など社会的弱者に関わる法的問題、企業活動の多面的で国際的な展開に伴う法的問題、企業コンプライアンスの問題などが発生し、さらに公的部門やコミュニティの活動に関して弁護士がコミットする必要性も増大するものと予測される。弁護士は、社会全域に進出し、かかる21世紀日本社会の需要に応じて、「頼もしい権利の護り手」、「信頼しうる正義の担い手」として、その役割を情熱をもって果たさなければならない。

こうした弁護士のあり方が「大きな司法」自体の人的な基盤となる。「大きな司法」の担い手は弁護士である。法曹一元制は「大きな司法」にふさわしい裁判官制度のあり方を示すものである。

21世紀において弁護士が社会の需要に応じてその社会的な機能を十全に果たすための喫緊の課題が、弁護士人口の増加である。すでに現時点においても弁護士人口の不足に基づく、市民の法的正義へのアクセス障害が強く指摘されていることに

鑑みると、弁護士が全国にあまねく存在し、市民の身近で活動できる環境を整備することは急務である。大都市偏在の解消や質の確保・向上を図ることは当然としても、弁護士人口の増大それ自体を強く求めるものである。

## (2) 日弁連の基本方針

日弁連は、2000年5月の定期総会において、これまでの「小さな司法」から「大きな司法」への転換を求め、法曹一元制や陪・参審制の実現と弁護士の自己改革を行う決意を表明した。さらに、2000年7月の理事会においては、これらを具体化し、市民から期待されている弁護士のあり方と社会的役割に合わせるべく、弁護士人口の増加と21世紀の「市民の司法」を担うのにふさわしい専門的能力と高い職業倫理を身につけた弁護士の養成を眼目とした新たな法曹養成制度の創設を求める臨時総会の決議案を理事会に付議した。

### ア 法曹人口

日弁連は、1995年の臨時総会では、「平成11年から1000名程度に増員する」旨、1997年の臨時総会では、「1500人程度の増員については、平成14年10月に3度にわたる1000人増員の影響を調査・検討して決する」旨の決議をした。その背後に、司法試験合格者数を法曹三者で決定することを当然とするかのごとき発想があったことは否めない。

しかし、法曹の質と量の拡充などの基本的施策は、利用者である国民の視点に立って多角的見地から検討する必要がある。日弁連は、上記の発想から脱却し、国民が必要とする数の法曹につき、自らがその質の確保・向上に社会的な責任を負うものである。

ところで、司法制度改革審議会は、今般「現在検討中の法科大学院構想を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に、年間3000人程度の新規法曹の確保を目指していく」との中間的な取りまとめを行った。日弁連は、今回の取りまとめが国民各層の強い要望を受けたものであるものとして真摯に受け止めるとともに、これに示された、「大きな司法」「市民の司法」の実現のための抜本的改革を志向する司法制度改革審議会の姿勢を、法曹一元実現の観点からも高く評価するものである。

日弁連は、司法そして日本社会における法的正義の担い手としての自覚をもって、国民の視点に立った法曹人口に関する基本的施策の形成に寄与していく所存である。

### イ 法曹養成

法曹ことに弁護士人口の増加を積極的に求めるとともに、法曹の質の確保・向上に責任を負う立場から、上記の決議案は、新たな法曹養成制度として大学院レベルの法曹養成専門機関（法科大学院）の設置とそこにおける教育の成果を試す

新たな司法試験およびその後の実務修習の実施を提起した。弁護士会は新たな法曹養成制度に主体的かつ積極的に関与し、その円滑な運営に協力するものである。

新たな法曹養成制度を構築するにあたっては、以下の点に留意されることが是非とも必要である。

第一に、法科大学院は、公平性・開放性・多様性を基本理念とし、全国に適正に配置される必要がある。

第二に、実務教育を法科大学院においても適切に行うものとされなければならない。

第三に、実務修習は、法曹三者が対等な立場で運営するものとされる必要がある。

日弁連執行部としては、これらの方針が会内において承認されるよう、全力をあげて取り組んでいるところである。

## 2 公益性に基づく社会的責務の実践

### 弁護士の公益性

#### (1) 弁護士の公益的責務

前述のプレゼンテーションにおいて、日弁連の小堀会長（当時）は、弁護士の公益性につき、「弁護士の専門家としての能力と活動は、わが国社会と地域住民のためにこそ活用されるべきものであり、その意味で弁護士は社会全体への奉仕者でなければならない。公共的、公益的な活動を行う責務を有するものであります。」と述べた。

弁護士の公益性、公益的責務は、現行法規の上では以下のとおり位置づけられる。

弁護士は個別の事件・依頼者との関係で、その正当な権利・利益を積極的に擁護し実現するよう努める責務を負う（弁護士法1条、2条、弁護士倫理19条参照）。

同時に、弁護士は、公衆の利益に関わる活動（公益活動）に参加し公衆の利益の増進に努める責務（公益的な責務）を負う（弁護士の公益性）（弁護士法24条、日弁連会則11条、12条参照）。

#### (2) 弁護士の「真実義務」について

##### ア 被疑者・被告人と弁護人の「誠実義務」

無罪推定は刑事手続上の基本原則であり、「刑事上の罪に問われた市民」、すなわち被疑者・被告人は、有罪判決があるまで無罪と推定される。「無実の人」と推定される被疑者・被告人は、国家による刑罰権の発動という攻撃に対し、自ら

を防御すべき地位に置かれる。被疑者・被告人は、弁護人が付される以前に、自らを防御する権利が承認されなければならない。憲法31条以下の刑事手続に関する諸規定も、この被疑者・被告人の自己防御権を前提にするものと解される。

弁護人制度は、この市民の自己防御権を補完するものとして位置づけられる。市民は、法的知識に必ずしも精通しておらず、強大な国家権力の前には無力である。国家権力と一市民の間の武器対等原則をできるだけ実質化するためには、弁護人の存在が必要不可欠である。憲法34条、37条3項が、被疑者・被告人の弁護人の援助を受ける権利を明定した理由はここにある。

このような弁護人と被疑者・被告人との関係からすれば、弁護人に要求されるのは、まず依頼者に対する誠実義務の履行である。弁護士倫理9条は、刑事弁護の心構えとして「弁護士は、被疑者及び被告人の正当な利益と権利を擁護するため、常に最善の弁護活動に努める。」としている。さらに、この誠実義務を担保するため、弁護士は依頼者との関係で、厳格な秘密保持義務を課されている（刑法134条、弁護士法23条、弁護士倫理20条）。

#### イ 弁護人と「実体的真実」との関係

刑事訴訟法1条は「事案の真相」を明らかにすることを同法の目的の一つとし、また弁護士倫理7条は「弁護士は、勝敗にとらわれて真実の発見をゆるがせにしてはならない。」としている。

当事者主義構造を有するわが国の刑事訴訟は、検察官に公訴事実について合理的疑いを容れない程度の高度の立証責任を負わせている。その当然の帰結として、刑事手続において、何が「実体的な真実」であるかを解明すべき義務は、検察官にある。

他方、弁護人は、依頼者である被疑者・被告人に対して誠実義務と秘密保持義務を負う。弁護士がこれらの義務に背いて真実発見に協力することは許されない。弁護人は、被疑者・被告人の意思を離れて、対裁判所の関係でも、対検察官の関係でも、何が実体的な「真実」であるかを解明する義務を負わない。弁護人に真実発見に協力する義務が認められるとすれば、それは、被告人の免責や刑の軽減の方向に限られる。検察官の義務が尽くされていないことを指摘し、あるいは被告人に有利な事実の存在を明らかにすることがそれである。

#### ウ 弁護人の「公的地位」と「真実」

弁護人と「真実」との関係について、弁護人は刑事司法の一翼を担う以上、真実の発見に協力すべきであるといわれることがある。しかし、弁護人の任務について、団藤重光博士は、「弁護人は被告人の正当な利益を保護することによって刑事司法に協力する任務をもつのであって、この意味で公的ないし公益的地位を有するものである。むろん、ここに協力というのは妥協的なそれではなくいわば闘争的なそれであり、被告人の正当な利益を主張してゆずらぬことによって正しい裁判に協力するのである。したがって、ひとしく公的ないし公益的地位とはいっても、検察官のそれとはちがった面であられる。しかし、窮極的には公正な

刑事司法に協力する点で公的ないし公益的地位を有するものといわなければならない」(新訂刑事訴訟法綱要[7訂版]115頁)と述べられているところである。

このように、弁護士と検察官との役割の分担とその間の適切な「闘争」(もしくは闘争を通じた「共働」)関係が社会正義にかなった裁判の基礎を形成するのである。弁護士が刑事司法の一翼であるとか、公的ないし公益的地位にあることから、刑事手続において、真実発見に協力する弁護士の義務を導き出すことはできない。

## エ 黙秘権の行使と「真実」

弁護活動にあたり、弁護士が被疑者・被告人に黙秘権を告知し、さらには黙秘権の行使を助言することも当然の弁護行為である。

被疑者・被告人が弁護士の助言に従って黙秘権を行使した結果、仮に捜査機関の目から見て「事案の真相」の解明に支障が生じたと映るような事態が生じたとしても、それは、元来そのような権利行使を前提とする刑事司法制度が正常に作動したことの帰結にすぎない。そのことによって、弁護士の活動が捜査機関側から「捜査妨害」であるとか、「真実発見を妨害」したと非難されることがあってはならない。

## (3) 弁護士の公益的責務の内容を明確にし、位置づける必要

弁護士は、公益的な業務行為・活動を行い、公職(公益的な行為を継続して行う公の地位)に就任してその職務を遂行することによって、公益的責務を果たす。

さらに法曹の後継者の養成も、公益的責務の一環として高く位置づける必要がある。

弁護士の公益的責務については、ボランティアないしプロボノ活動であり原則として無報酬であるべきだという考え方がこれまで弁護士会内にも社会にも根強く見られた。しかし、国選弁護士、当番弁護士の業務であれ、法律扶助事件に関する業務であれ、弁護士が片手間で無償の業務として行うことには明らかに無理がある。適正な水準の弁護士報酬が支給されることが公益的な活動の質と量を確保するための不可欠の条件であると考えべきである。その点からも、「報酬ある公職」を兼ねることを原則として禁じた現行弁護士法30条1項などを改める必要がある。

## ア 社会と地域住民(公衆)への奉仕(公益的な業務行為・活動)

弁護士は、国選弁護・当番弁護士、各種法律相談、法律扶助、官公署から委嘱された事項(弁護士法24条参照)、民間の団体等から委嘱された事項、弁護士会から委嘱された事項(弁護士法24条参照)を通じて公衆に奉仕する責務を負う。この点を、日弁連会則、各弁護士会会則等を通じてより明確にする必要がある(現在は一部の弁護士会において、いわゆるプロボノ規定として会則等に規定

されている)。

#### イ 公務への就任

弁護士は、公益的な性格を有する個別の業務を通じて公益的責務を果たすだけでなく、継続して公益的な業務・活動を行う公務に就任し、公務を通じて公益的責務を果たすことが期待されている。裁判官への就任や法律専門家として国または地方公共団体への公務に就任することなどがその中心である。

裁判官やその他の公務への就任を実質的に確保するために、何らかの形で会則上の整備を検討したい。

#### ウ 後継者の養成

後継者を養成するために必要な職務に従事することは、弁護士の重要な公益的責務である。

### 社会的責務の実践のための基盤整備

#### (1) 弁護士法30条の改正について

##### ア 弁護士法30条に関する実情

弁護士法30条1項、2項は、弁護士が公権力の行使から距離を置くこと、ないし兼職による事務遂行の障害を避ける趣旨から、報酬ある公職につくことを制限している。また同条3項は弁護士が営利を目的とする事業に参与することを制限している。これらの規制の下においても所定の公職に就く弁護士や各弁護士会から営業許可を受けて企業の活動に参与する弁護士が少なからずおり、特に営業許可に関しては大都市を中心にかなりの実績がある(なお、営業許可は各弁護士会において運営しており、その許可基準も各単位会の自治に委ねられており、日弁連が統一基準を設けているわけではないのが実情である)。

しかし、弁護士の活動領域を拡大していくためには、こうした規制をそのまま維持することは合理的とはいえない。こうした規制が弁護士がさまざまな領域において活動することを制約し、あるいはその可能性を奪っている面があるからである。たとえば、弁護士法30条1項但書に掲記されていない国立大学教授や国会議員の政策秘書などは弁護士のままでは就任できないなど、現行法の不備を指摘する声が少なくない。

##### イ 弁護士法30条改正の方向

弁護士が社会のさまざまな分野に積極的に参与して、社会正義の実現と基本的人権の擁護のために実効性のある活動を旺盛に展開できるよう、上記の規制を緩和する方向で考えるべきである。

その方策としては、2つのいき方がある。

一つは、公職も営利を目的とする事業の参与についても、ともに弁護士会の許可の下になしうるようにする事前規制型の方法である。これによって弁護士会に

よる各種兼職への監督を実効あらしめることができる。

もう一つの方法は、原則として弁護士兼職については自由化し、弁護士会への届出制によって実態を把握しつつ、不都合が生じた場合に事後的に制裁を加える事後規制型の方法である。

いずれの方法による規制緩和が望ましいかは、まだ必ずしも十分な議論が詰められてはいないが、差し当たり、弁護士法30条1項の規制と同3項の規制を区別して、前者である公職との兼職については届出制に切り替えて自由化すべきである。

他方、弁護士法30条3項については、自由化に慎重な意見もある。弁護士が企業法務部などコンプライアンス部門への就職ではなく、事業の主体となることは、本来の弁護士のあり方からみて相容れない部分があり、事前チェックの必要性がないとはいえないことなどをその理由とする。

当面は、営業許可制を基本的に維持しつつ、その許可基準の緩和によって弁護士の活動領域を拡大すべきであるとの見解も少なくなく、いずれにせよ活動領域を拡大する方向でさらに議論を煮詰める所存である。

## (2) 公益性を明確にし、その機能を強化するための方策

日弁連・各弁護士会の会則の改正を行うほか、弁護士の公益的責務の実践を支援する体制を整備すべきと考える。

日弁連としては、

被疑者・被告人に対する弁護活動を支える弁護士会の体制の整備  
弁護士会の法律相談センターや地方自治体の法律相談体制の整備  
公益的職務を委嘱された弁護士を支援する弁護士会の体制の整備  
公務に就任する弁護士を支援する弁護士会の体制の整備  
弁護士の公益的職務受任・公務就任を促進するための弁護士会による研修  
その他のプログラムの整備と実施

が必要と考える。

## (3) 弁護士から裁判官への就任を確保するための方策について

### ア 弁護士任官の現状について

弁護士の公益的な責務の中で、裁判官に就任することは特に重要な位置づけを与えられるべきものである。「信義に従い、誠実かつ公正に職務を行い」(弁護士倫理4条)ながら、裁かれる側で豊かに経験を積んだ者が裁判官に就任することは、裁判の質を市民的なものに転換し、「司法制度の健全な発展に寄与する」(弁護士倫理3条)ものである。

日弁連は、優れた弁護士が多数、裁判官に就任するための方策を実施する所存

である。

これまでの弁護士任官制度は、さまざまな要因から十分に機能してきたとはいいがたい。

第一に、現行のキャリアシステムの下での裁判官への任官が魅力に乏しいことがあげられる。任用過程も人事制度も不透明な現状では、任官希望者はきわめて少ない。現行制度下の裁判官のあり方は、法曹一元のもとでの、周囲から適任者として推薦され、地域に密着して司法を担う裁判官像とは相当異なっている。遺憾ながら理由の明らかでない裁判官不採用の事例が見られたことも、任官を抑止する効果を生みだしている。

第二に、弁護士の側の要因としては、共同化等が進んでいないことがある。

#### イ 弁護士から裁判官への就任を制度的に確立するための方策

弁護士任官を抜本的に拡充するためには、弁護士任官者に対する待遇の改善、任用の透明化など、弁護士任官を促進するための制度改善と、弁護士会側でのバックアップ体制の強化が必要である。

制度改革については、日弁連は早急に現状の問題点を改善する改革案をとりまとめ、提起をしたい。弁護士会側の改善方向としては、以下のような点を考えている。

弁護士会が会員の中から裁判官候補者を推薦することを、弁護士会の責務として定め、また、弁護士の裁判官への就任を弁護士の名誉ある責務として明確化する。

豊かな弁護士経験と十分な能力を有する弁護士が裁判官に選任されるための推薦等のための体制を整備し、弁護士の裁判官への就任が透明性のある手続を経て行われることを担保するための制度を設ける。

法律事務所の共同化等により事務所が任官者を送り出すことのできる条件を整備するとともに、裁判官への就任を業務面・経済面等において支援する体制を整備する。

弁護士からの中途任官者が弁護士業務に復帰する際にこれを支援する体制を整備する。

### 弁護士の意識改革

#### (1) 公益的責務に関する意識改革

前記した1999年12月8日の小堀日弁連会長(当時)のプレゼンテーションは、以下のとおり述べている。

「これまでのそして現在の私たちのあり方は自らの社会的責務を十分に果たすものであったか、公益的な活動はわれわれ全員の血肉となっているか、目指すところとの懸隔はなお大きいとの誹りを受ける余地はないか。日弁連あげてのこうした自



己点検と意識改革の取り組みは、会内に峻烈な対立をはらむ、予想以上に厳しいものがあり、率直に申し上げれば、未だ道半ばではあります。」

日弁連は現在もこの道を歩んでいる。意識改革は一朝一夕になし遂げうるものではない。しかし、たとえば、この間の公設事務所設置とその経済的基盤を作るための会員全員による特別会費の負担など、ささやかではあるが、会員の中にかかる問題意識を育む取り組みを日弁連は行ってきた。

司法制度改革審議会における真剣な議論の状況も会員全員にファックスで速報しており、その内容に接することによって、会員の認識も変化を遂げつつある。これまで触れてきた臨時総会決議案はかかる変化を反映したものである。

司法を担い、「司法の独立を擁護し、司法制度の健全な発展に寄与する」(弁護士倫理3条)意識を不断に深化させることは弁護士制度改革の最も根元的な課題である。今回の臨時総会決議の試みはその第一歩と位置づけられる。これにより、中坊公平委員のレポート(第12回司法制度改革審議会)が挙げた弁護士の3つの責務(公衆への奉仕・公務への就任・法曹(弁護士)養成への主体的関与)を担うにふさわしい量と質を備え、これを十分に自覚した法曹を生み出すことが可能になるからである。

公益的責務についての意識改革は終わりのない課題であることを自覚し、そのための試みを絶え間なく続けていく所存である。

## (2)「頼もしい権利の護り手」であるための意識改革

一方、「頼もしい権利の護り手」であるための意識改革も、枢要な課題である。

専門家と市民との関係については、医師と患者の関係についての議論が参考になる。

医療の分野では、すでに患者の自己決定権とインフォームド・コンセント、カルテの開示等の議論が進んでいる。

依頼者である市民の自己決定権を尊重しつつ、専門的判断に裏打ちされた高度の法的サービスを提供する存在であるためには、弁護士・弁護士会が情報を市民に積極的に開示・発信すること、また市民からの訴えに的確かつ丁寧に対応し、納得のいく説明をすることが求められる。

そのような観点からみると、日常業務において依頼者に対し、権威的でパターンリスティックな対応をすることを戒めるのと同時に、制度的には、広告の原則自由化、弁護士会の広報の充実、市民窓口など苦情処理体制の充実などが求められる。請求者の納得のいく手続と内容になっているかという観点から、綱紀・懲戒手続の綿密な検討が必要である。さらに弁護士へのアクセスを阻害する要因の解消、弁護士の活動領域の拡大、隣接法律専門職種との協働なども、すべてこれに関連する課題である。

弁護過誤訴訟には躊躇なく対応し、その活性化を図る必要がある。その裏返しと

して、誰でも犯しかねない万一のミスによる補償を遺漏なく行うために弁護士賠償責任保険の普及を図る必要がある（弁護士賠償責任保険は事務所単位の契約をしている。現在、全国の法律事務所のうち51パーセントの事務所が加入しているとのことであり（資料2）より一層の普及に努めたい）。

### 3 弁護士の活動領域の拡大

これまで述べてきたように、弁護士の活動領域の拡大は「法がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となる」（「論点整理」3頁）上での必須の要請である。

弁護士法30条がこの障害となっている面があることはすでに指摘したところであり、同条の改正が必要である。

### 4 弁護士と隣接法律専門職種等（企業法務などを含む）との関係

#### （1）「法曹」の定義と隣接法律専門職種との関係

- 弁護士法72条（いわゆる弁護士の法律事務独占）の捉え方及び見直しの要否

#### ア 「法曹」概念と弁護士の活動領域

「法曹」とは、弁護士、裁判官、検察官を指しているが、基本の資格は同一である。

従来、弁護士の大部分は開業弁護士の形態をとって業務を行ってきたが、今後はこのようなものに限らず、さまざまな業務形態の発展が予想される。

現代社会において、法の判断枠組みにより、複雑な関係を明確化し、利害の対立を調整する機能を果たす実務法律家の需要は拡大している。会社法務部の拡大もそのあらわれの一つである。行政も法に基づいて行われるべきものである。自治体における行政不服審査の担当者など、法的な素養のあるスタッフの増加が望まれている。これらは、弁護士が担当してしかるべきものである。公正取引委員会や証券取引等監視委員会のスタッフなどにも法律家が必要であるが、現在は数少ない検事を充てている。これも弁護士から選任することが望ましい。

また、国や官公庁を相手とする裁判における指定代理人の制度は、弁護士増員に伴い廃止すべきものである。同制度は、弁護士業務の中核である訴訟代理そのものについて、民事訴訟法54条の弁護士代理の例外を認めるもので、臨時司法制度調査会の際にも検討事項とされていた経過（臨時司法制度調査会意見書、第2編、第6章、「3 訟務制度」）がある。

政策秘書やロースクールの教員などは、弁護士との兼職が可能なものとすべきである。

#### イ 法曹資格と隣接法律専門職種

弁護士はすべての法律事務を行うことができる（弁護士法3条）。

法律事務は、本来的に弁護士が行うべきものであり、現行法においても、弁護士のみが法律事務をなすうるとの原則が宣明されている（弁護士法72条）。

これは、最高裁大法廷昭和46年7月14日判決がいうように、弁護士には厳格な資格要件が課され、これによって提供されるリーガルサービスの質が維持されること、弁護士は弁護士会の自治的な規律に服することにより依頼者の利益のために働くことが担保できること、などによる。

弁護士は法律事務を扱うため、各国において高度の試験と研修が課せられるのが通例であり、弁護士による法律事務の独占は若干の例外があるがアメリカ、ドイツ、フランスにおいて認められている。特に通常裁判所の訴訟については、弁護士にのみ代理権を与えるのが各国でも基本的な原則になっており、現行法もそれを明記している（民事訴訟法54条）。これらは今後も基本的に維持されるべきものである。

医療や法律事件処理などの専門的能力の有無は、一般利用者が直ちに判断するのは困難である。利用者の保護と正義の適切な実現のために資格制度が設けられ、能力の最低限が保障されている。医療行為を自由化して無資格の者の診療行為を認めようという意見がないのと同様に、法律事務についても資格制度の必要性は動かしがたい。

## （2）隣接法律専門職種等に訴訟代理権の付与など一定の法律事務の取扱いを認めることの当否および認める場合の要件

日本においては、行政事務を補完する役割を持って、特定分野の申請業務を中心とした法律事務を扱う隣接法律専門職種が存在している。これらの業務も弁護士が扱いうる業務であるが、現状においてはその多くをこれらの隣接法律専門職種が遂行している。

弁護士過疎の地域が生じていること、専門弁護士が不足している分野があることなど、国民の権利擁護に十全でない状況があることは否めない。

日弁連は、弁護士人口の大幅な増加と専門性の強化、法律相談センター・公設法律事務所等の発展によりこれを克服するよう努めている。これが基本的な解決策であるが、これによっても増員の過程ではなお国民の権利擁護に不十分な事態が直ちに解消しないおそれがある。

そこで、以下のような過渡期の措置について、日弁連は理事会で審議中である。以下の隣接法律専門職種にこれらの権限が認められることで、当面の国民の需要に応えられると考える。

### ア 司法書士について

簡裁事物管轄の範囲内の通常民事訴訟事件について、業として補佐人となること。

補佐人を務めることができる範囲における法律相談を行うことを認めること。

(理由)

司法書士について簡裁事件の補佐人の地位を認めることは、現状における弁護士の地域的過疎と少額事件に対する受任弁護士不足を補うために有効な方策であり、現在、司法書士が行っている本人訴訟における書面作成業務の延長線上に自然に位置づけることができる。

しかし、能力的な担保という面から見て、本人が出廷しない手続になる訴訟代理権を付与することには問題がある。病気や身体障害などの場合などは代理権を認めないと不都合ではないかとの意見もあるが、弁護士人口を大幅に増加する方策をとることでもあり、ごく例外的な事態を理由として制度の根幹を変えるべきではない。

さらに、訴額の限定がなく、複雑な法律判断を要することになる可能性が多い民事調停や家事事件の代理権・補佐人権限を付与することは適当でない。

司法書士においては、大臣認定により資格を取得した「特認」が国家試験制度実施後も3分の1程度おり、地方では「特認」の割合が高い(資料3)。地域限定の「紳士協定」で認可することがあるといわれている(1978年改正法審議における香川民事局長答弁)。「特認」の対象者は、「裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して10年以上になる者」はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であって、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めたもの(司法書士法3条2項)である。具体的には、副検事、警察官、簡易裁判所判事、村役場の職員などがあげられている(前記香川民事局長答弁)。

業務内容は、不動産登記が90%を占めており、不動産登記実務以外の法分野での専門性は高いとはいえない。司法書士の裁判事務取扱事件数はそれほど多いわけではない(1991年以降は年4万件台)。家事事件や執行事件を含めて裁判事務を取り扱ったことのある司法書士は4500人で、司法書士全体の25%である(加藤俊明「司法書士のリーガルマインドとは何か」『日本の司法書士』197頁)。司法書士のすべてが裁判事務を行う意思や能力をもっているわけではないと推測されるのであり、このような実態に応じた対応が必要である。

## イ 弁理士について

特許等の侵害事件における訴訟・紛争において、弁護士とともに共同代理を行う権限を認めること。

上記に関する法律相談を行うことを認めること。

(理由)

弁理士は、特許法という特定分野の実務家であり、試験科目も工業所有権法中心である。民商法の知識は担保されておらず、もちろん訴訟法の試験・研修もない。侵害訴訟は複雑な法律知識を要するものであり、訴訟代理権を認めるとしても単独で訴訟を担当することには問題がある。

#### ウ 税理士について

税務訴訟において弁護士が受任している場合の出廷陳述権（裁判所の許可を要しない補佐人の権限）を認めること。

(理由)

税理士は、税法という特定分野の実務家であり、試験も税法と会計学に限られている。税理士には、税法を除く法律科目の試験・研修はなく、法律的な知識は担保されていない。もちろん訴訟法の知識・経験はない。出廷陳述権は本人訴訟の場合には限りなく代理権に近づくものであるから、無制限にこれを認めることには問題がある。

税理士にも特認があり、またダブルマスターといって大学院を2つ出ることによって試験免除になる制度があるなど能力の担保が十分でなく、問題が多い。試験合格者の割合は全税理士の38.7%である。

ドイツでは税理士に財政裁判所の訴訟代理権が認められているが、ドイツの税理士試験は「手続法も含み、長文の事例に対して法的にどのように対処すべきか、という論文記述問題であるのに対して、わが国の税法試験問題は計算問題と暗記力を試す問題でしかない。」「同質の資格制度といえるかも疑問になってくる。」といわれていることに留意すべきである（三木義一「ドイツにおける税務訴訟の現実とその背景2・完」民商法雑誌119巻6号72頁）。

#### エ 隣接法律専門職種に法律事務の取扱いを認める場合の要件

前項の権限付与は、各隣接法律専門職種の業法の改正によるべきである。また、前述したように、現時において当該隣接法律専門職種にある者は、必ずしも資格試験の合格者に限られず、また実体法・訴訟法の知識・経験の保障もないという実情に照らすと、これらの資格を有する者すべてに前項の各権限を認めるときは、国民に不測の不利益を与えるおそれがある。そこで、各隣接法律専門職種ごとに資格内試験を実施し、これに合格した者に一定の研修を課し、これを修了した者に限って所定の権限を認めるべきである。

#### オ 社会保険労務士および行政書士

社会保険労務士、行政書士については、それぞれが要求しているような法律事務の取扱権限を付与することは相当ではない。両資格とも試験の合格者に限られず、また一般的な法律知識とりわけ訴訟法などの知識・経験に欠けているため、国民に不測の不利益を与えるおそれがあるからである。

#### カ 会社従業員が会社の訴訟を代理することについて

会社従業員が自社の社内法務を処理することは、弁護士法に違反するものではない。しかし、関連企業といえども他社の法務を有償で処理することは、弁護士法に違反する。弁護士が抜本的に増員されることに伴い、自社法務についてもコンプライアンスの強化のため、弁護士を採用することを検討すべきである。資格を持つ者には独立性があり、このような者であってこそ「会社のため」に社内の違法行為を阻止することがよりよくできるものと考えられる。

前述のように、訴訟は、諸外国においても弁護士により担われるべきものとされている。本来、訴訟事件の代理業務は弁護士が行うべきものである。法律事務の独占を見直すべきだと主張する学者も、この点については、「訴訟代理業務は、専門家が行わなければ相手方や裁判所にも迷惑をかける。…代理人に専門能力がなくても、依頼者が損するだけというわけにはいかない。」と述べている（阿部泰隆「弁護士などの業務独占の見直し」ジュリスト1172号162頁）。また、訴訟代理人には依頼人からの独立性と法的専門性が必要である。企業法務従事者は、法的専門性の保障がないのみならず、独立性がなく、当該企業の利益にのみ忠実義務を負っているのである。

自然人について本人訴訟が認められているイギリスにおいても、訴訟当事者が法人である場合にはソリシタによる訴訟代理が強制されている（住吉博『司法書士訴訟の展望』（テイハン、1985年）131頁）。

債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）11条2項は、債権回収会社においても、訴訟は弁護士によってのみなしうることを確認している。

弁護士人口の大幅な増加により、企業法務の充実を図ることが本筋であり、ロースクールの発展により、企業法務出身者がロースクールを修了して弁護士資格を取る途も生まれる。

#### ク 今後の展望と基本的な筋道

弁護士会は、大幅増員に歩を進めつつある。相当数の増員の後は、手続申請業務を除き法律関連業務は弁護士に一元化することになるだろう。例外規定を多く設けて一元化への途を阻害するようなことにならないことを期待したい。

簡裁判事、特任検事、副検事についても同様のことがいえる。これらの職種にある者に法曹資格を与える必要と相当性がどのような意味であるのか、慎重な吟味が必要である。

### （3）隣接法律専門職種等との協働のあり方

#### ア 隣接法律専門職種との提携

弁護士の隣接法律専門職種との提携をさらに推進し、国民のニーズに応えるべきである。

隣接法律専門職種と協働することは、法務サービスの質を高めるのに有益であ

る。

日弁連は、弁護士業務の実態調査を10年ごとに行っている(第1回目の調査結果は、日弁連弁護士業務対策委員会編「日本の法律事務所」(ぎょうせい、1988年)に、第2回目は「自由と正義」42巻13号(1991年)にそれぞれ収められている)。

1980年と1990年の調査を比較すると、隣接法律専門職種との連携があるとする弁護士は、第1回調査では、全国平均で12.2%であったのが、第2回調査では、49.7%と飛躍的に増大している。連携の内容は、事件紹介の関係が33.2%、知識交流が45.3%となっている。連携の相手方は、司法書士73.6%、税理士70.7%、公認会計士31.8%、弁理士22.3%であった。

この方向はさらに進められるべきであり、日弁連は、このような隣接法律専門職種とのネットワーク作りを強化するため、1997年と1999年の弁護士業務対策シンポジウムで隣接法律専門職種との連携の強化を打ち出している。

#### イ 総合的法律経済関係事務所の開設について

1999年3月30日閣議決定の「規制緩和推進3か年計画」で、総合的法律経済関係事務所の開設につき措置を講ずることとされた。これは弁護士と隣接法律専門職種業が一つの事務所を作り、依頼者に総合的な視点で対処しうる便宜を与えることが目的である。

これについて、日弁連は1999年3月19日、意見書を発表して、基本的な考え方を示している。隣接法律専門職種との協働にメリットが大きいことは前述したとおりであるが、隣接法律専門職種には、異なる法制上の制約や監督・倫理規範があり、それぞれ非資格者の業務の禁止をうたっている。弁護士にとっては、共同化が自治・独立の侵害となるおそれがあり、顧客にとっても利益相反や秘密保持などの点で不利益が生じるおそれがある。この点に十分配慮する必要がある。

日弁連は、弁護士と弁理士、司法書士、税理士、海事補佐人との間で、経費共同の事務所を設立することは、現行法の下でも可能であると考えている。

一方、公認会計士については、国際的にも論争があり、弁護士と公認会計士との共同事務所は認めるべきではないとの意見が諸外国も含め弁護士の間では多数である。国際的にも会計事務所は巨大化しており、共同化を認めれば世界の法律事務所はビッグ・ファイブ(後記24頁参照)と呼ばれる巨大会計事務所の支配下に置かれる危険があるためである。もともと公認会計士の本業は監査業務であるところ、監査証明を出すためには、被監査会社(依頼者)と監査契約以外に「特別の利害関係のないこと」が必要であり、公認会計士事務所が弁護士業務を同一の依頼者に提供するのは適当でない。

法務省は、1999年5月6日付で報告書をまとめているが、各専門職の独立性に配慮してさまざまな留意点を置きながら、弁護士と弁理士、司法書士、税理士、公認会計士、土地家屋調査士との経費共同型共同事務所は、現行法の下でも

合法であるとしている。

## 5 弁護士と国際化 / 外国法事務弁護士との関係

### (1) 弁護士の国際化の推進

法律業務や経済の国際化に伴い、すでにわが国の弁護士の国際化も進んでいる。特に若手弁護士を中心に、国際的な分野を手がける弁護士の数は飛躍的に増加しつつある。弁護士の増加により、弁護士の国際的な専門化は加速し、新たに創設されるべきロースクールの充実(たとえば、外国語、外国法、あるいは国際法務などの科目の充実など)により、国際化はさらに進むことが予想される。

また、弁護士の増員に伴う法律事務所の大規模化や弁護士の国際交流が進むことにより、日本の法律事務所が海外に進出する例が増えていくことが予想される。

日本の法律事務所はすでに国際的な案件において外国の法律事務所とも競合する関係にあり、司法サービスにおける国際水準は、そのレベル、コスト、倫理などの面において欧米に肩を並べるものとなっている。わが国のユーザーは日本の法律事務所について一定の評価をしている。

しかし、今後国際的法律事務の増加が予想されることを踏まえると、現状は到底十分なものとはいえない。弁護士の国際化を一層推進するために、より多くの日本の弁護士が海外での実務・研修等の経験を積むことができるようにすることが必要である。そうした見地から、弁護士会としても各地の実情に応じて環境整備を図っており、日弁連は国際室を設置し、国際交流を活発化させるなど、国際化の課題に組織的に取り組んでいる。

日弁連は、1997年にニューヨーク大学ロースクールと、1998年にカリフォルニア大学バークレー校「法と社会研究センター」との間で、日弁連の推薦する弁護士を両校がビジティング・スカラー(客員研究員)として受け入れる制度を発足させた。いずれも授業料・研究費は無償で、原則1年間、自分の研究課題に関連する授業を受けたり、図書館・コンピュータ等の大学施設を利用して調査研究を深めることができ、また、客員研究員という立場から、両校の教授・学生との交流を通じて日本の法的諸課題や弁護士が果たしている役割などを紹介したり、希望があれば自分の研究テーマについて発表する機会も与えられる。従来の情報受信型留学にとどまらない情報発信型留学であることがその特色となっている(資料21)。

また、弁護士会の会務活動やさまざまな公益活動に外国の弁護士が幅広く参加することは日本の司法の国際化に有用であると考えられる。日弁連、弁護士会としても外国法事務弁護士の会務活動を受け入れる体制を積極的に整備していく必要がある。従来は国際関係の分野にとどまらず、幅広い分野における外国法事務弁護士の公益活動に対して、必ずしも十分に門戸が開かれていたとはいえない。今後はこれを幅広く推進・奨励して、わが国の弁護士会における外国法事務弁護士の活躍を期



待したい。

## (2) 外国法事務弁護士との関係

外国法事務弁護士とは、外国において弁護士の資格を有し、法務大臣から日本において特定の外国法の法律業務を行う資格を承認され、日弁連及び弁護士会に登録を認められた外国弁護士をいう(資料4)。

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」は、1986年5月23日に成立し、1987年4月1日に発効した(「特別措置法(1986年)」)。  
特別措置法(1986年)は、以下のとおり3回にわたり重要な改正がなされた。

1994年6月29日改正、1995年1月1日発効「特別措置法(1994年)」

1996年6月12日改正、1996年9月1日発効「特別措置法(1996年)」

1998年5月13日改正、1998年8月13日発効「特別措置法(1998年)」

この改正の概要は、資料6のとおりである。

1994年の改正前は、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業は禁止されていた。欧米諸国からあらゆるタイプの共同事業を許容するよう要請があったため、この禁止は緩和され、別個の独立した事務所を有する弁護士と外国法事務弁護士が、訴訟事件等特定の禁止領域以外のすべての事案について同一の場所で共同事業を営み、それから発生する収益を分配することが認められることとなった。かかる形態での共同事業は「特定共同事業」と称される。特定共同事業の内容は、以下のとおりである(資料5)。

特定共同事業に関わる弁護士は、弁護士として少なくとも5年の経験を有していなければならない。外国法事務弁護士と弁護士間の平等かつ対等の関係を維持するため、外国法事務弁護士と同様一定期間の職務経験を要するものとされている。

日本国内の訴訟事件およびこれに準ずる事案等の一定の事案を行うために特定共同事業の取り決めをすることは禁止されていた。世界のほとんどの国において訴訟事件およびこれに準ずる事案は特別の扱いとされ、外国弁護士によるかかる事案の取扱いは禁止されていたからである。しかし、この点は、1998年改正により、日本における訴訟事件を含む一切の国際的事案をカバーできるように拡大された。

特定共同事業を営む場合においても、弁護士と外国法事務弁護士とは各々独立性を保持しなければならない。他方当事者の事案に不当に関与したり、他方当事者を不当に拘束しうる契約を締結することは禁止される。この規定の目的は、弁護士および外国法事務弁護士が弁護士としての倫理上の独立性を維持することを可能にするためである。

特定共同事業を営む場合には、事業に関係する一定の事項の詳細を弁護士と外国法事務弁護士が連名で日弁連に届け出なければならない。

依頼者に対しては透明性が要求される。特定共同事業が営まれるということ、依頼者となりうる者に知らせるために、その旨表示されるべきこととされた。

2000年7月31日現在、このような弁護士と外国法事務弁護士間の特定共同事業の事例は10件ある(資料5)。

また、現在でも外国法事務弁護士による日本の弁護士の雇用は禁止されている。これは、日本の弁護士の雇用により、外国法事務弁護士が日本の弁護士を指揮監督下に置き、本来許容されていない日本法に関する法律事務の取扱いを脱法的に行うことを防ぐことを主たる立法理由としている。

現在、さらなる規制緩和の要求が米国等を中心に行われているが、これについては、以下のような点を考慮する必要がある。

#### 弁護士業の産業化

欧米の大ローファームや会計事務所が巨大法律産業と化したビッグ・ファイブは、経済界のニーズには敏感に反応している。専門化・大型化・海外進出に力を入れるあまり、企業と同様のビジネス戦略、マーケティング活動により世界のリーガル・マーケットの争奪戦を繰り広げ、リーガル・プロフェッションがリーガル・ビジネス化する傾向が進んでいるとの指摘がある。

1999年のビッグ・ファイブのスタッフ数と年収は以下のとおりである。

(ア) Price waterhouse Coopers (157,051人、\$17.595 billion)

(イ) Andersen Worldwide SC (137,862人、\$16.3 billion)

(ウ) KPMG (103,500人、\$12.2 billion)

(エ) Ernst & Young (95,800人、\$12.4 billion)

(オ) Deloitte Touche Tohmatsu (82,087人、\$10.6 billion)

ビッグ・ファイブは、もともとは会計監査と税務を業務の中核としていたが、現在では財務・証券・M&A・通信技術・人事・企業経営等のコンサルティング業務へと業務範囲を広げた。さらには高収益が期待でき、かつ総合的コンサルティング業務と密接に関連する法律サービスの分野(特に、国際取引、金融証券、知的財産、商事、会社、M&A、税務等のビジネス法関連)および電子商取引・インターネット等のニュー・ビジネスの分野に進出しようとしている。

ビッグ・ファイブは、複数の関連会社を擁し、かつ世界各地に拠点を有しているため、単に会計事務所というよりは、巨大多国籍企業という方が実態に合っている事業体である。ビッグ・ファイブは最近、北米、欧州、オーストラリアを中心に法律サービスの分野に積極的に進出してきた。そのためには、法律事務の独占の制度のある国では弁護士との間で何らかの形態の共同事業が必要であり、英国のように法律事務の独占のない国においても、良質な法律サービスを提供するためには、弁護士との共同事業が必要となっているのである。

#### 弁護士の社会的責任と特殊性

弁護士の主な社会的責任は、司法の適正な運営を担い、人権の擁護と社会的正義を実現することにある。弁護士制度は、法律的な知識と技術を身に付けた者が、依頼者による法律制度の利用を援助することによって、依頼者の人権を擁護するとともに、法と正義が支配する社会を実現するために設けられた制度である。このため、弁護士は高い職業倫理に従って行動しなければならない。かかる特殊性から各国とも自国の弁護士制度については慎重な制度設計を行っている。

#### 弁護士の独立性

弁護士のこのような責任と特殊性に鑑みると、弁護士に対し、独立した自由な活動が制度的に保障される必要があり、これにより、はじめて法と正義が支配する社会を実現することができるのである。

欧米の大ローファームやビッグ・ファイブにコントロールされたローファームの外国弁護士に無制約に現地弁護士が雇用されたり、完全な国際的共同経営が許容されることになれば、実質的には、組織と資金力を有する欧米のかかるローファームに諸国の弁護士業務の一定分野が寡占化されるということになりかねない。

日本社会の健全な発展という点を含め、ユーザーの視点からの慎重な検討が必要であると思われる。

さしあたり、現在の特定共同事業の発展を見守りつつ、また外国弁護士の日本社会における公益活動の実績なども勘案して日本社会における弁護士の国際化が展望されるべきものである。弁護士の大幅増員や専門性・国際性が強化された暁には、将来的な検討課題として弁護士の雇用や共同経営の自由化課題が浮上してくることが考えられる。

## 弁護士改革の制度的側面

### 1 弁護士へのアクセスの拡充（弁護士過疎や経済的理由等によるアクセス障害の解消）

#### 法律相談活動の充実

##### （１）司法サービスの全国地域への展開をめざして

日弁連は、司法改革の一環として「いつでも、どこでも、だれでも良質な司法サービスを受けられる社会」の実現をめざし、各弁護士会および全国の会員の参加と協力の下に、弁護士過疎地域における法律相談センターの設置、当番弁護士の全国での実施、公設事務所の開設など各地域の実情に応じて積極的な取り組みを行ってきた。その成果として、すでに法律相談センターおよび当番弁護士制度は、不可欠な司法制度として各地域に定着している。日弁連は、これらの公益活動を推進するために、１９９５年から「当番弁護士特別基金」として会員一人あたり月額２２００円を徴収しているが、さらに１９９９年、日弁連５０周年記念事業の一環として、東京弁護士会の司法改革支援金１億円を基金に「日弁連ひまわり基金」を設置し、会員の特別会費月額１０００円、５年間の徴収を決めた（資料７）。これは直接的には過疎地の財政支援を目的にしたものであるが、さらに当該弁護士過疎地からの情報提供を受け、弁護士全員が弁護士活動のあり方を考え、行動の指針にすることにもその意義がある。このように、日弁連は全会員の特別会費により公益活動を自ら支え、その社会的責務を果たすため日夜懸命な努力を続けている。

日弁連は、当面の過疎地対策として次の課題に取り組んでいる。

日弁連は、すべてのゼロワン支部に法律相談センターを設置する。

日弁連は、当面全国１０か所に公設事務所を設置する。

日弁連はゼロワン支部に弁護士が定着するような開業支援対策をとる。

##### （２）法律相談センターの設置

法律相談センターは、市民に対する法律相談および弁護士紹介、事件受任等法的サービスの提供を目的にした弁護士会が運営する組織である。

１９８０年代から市民への法的サービス提供の方策として弁護士会の法律相談事業が進み始める。１９９０年、１９９４年の司法改革宣言により、日弁連は、「市民に身近で、利用しやすく、納得のできる司法」をめざして全国各地に法律相談と事件受任の体制を整え、当番弁護士活動の充実を図り、過疎地域への弁護士の定着をめざし全力をかたむけてきた。１９９６年、日弁連は「弁護士過疎地における法律相談体制の確立に関する宣言」（名古屋宣言）により、市民の法的需要に応える

べく弁護士会の決意を示した。

さらに日弁連は、小規模弁護士会の助成金制度、過疎地への法律相談センター設置の援助金制度等の対策を整えた。特に弁護士が1人もいない石見地区（島根県）に1995年石見法律相談センターを開設し、次いで萩（山口県）、五島列島福江（長崎県）、石垣（沖縄県）等への日弁連共催の法律相談センター設置等の人的・財政的援助を行い、過疎地への弁護士誘導の施策としてきた。

石見法律相談センターでは、1999年度相談件数791件となり、周辺地域の出張相談もするようになり、地域の住民にとって心強い存在となっている。石見地域の全自治体も運営費を負担するようになり、自治体との連携・協力体制も進んできた。日弁連のこのような財政的・人的な努力により253か所の地裁及び支部所在地（うち、ゼロワン支部は71か所）のうち182か所に法律相談センターが設置され、2000年度中に設置または計画済が52か所、未措置が19か所となった。この未措置の19か所については、早急に地域の実情に即して法律相談センターの設置あるいは公設事務所を具体的に検討し、最終的には過疎地域への弁護士の定着をめざしたい。

さらに弁護士ゼロワン地域のみでなく、弁護士2人ないし3人という過疎地域の必要とされる場所に地域の実情にあった法律相談センターを設置していくことや、必要に応じて相談回数を増加、受任体制を整備することに取り組んでいる。

また、専門相談の充実、弁護士の質の向上のための研修制度など法律相談センターの機能の充実を強化していく所存である。

### （3）弁護士過疎地と公設事務所

公設事務所とは、市民の弁護士へのアクセスが不十分な過疎地域等において、当面弁護士会の援助で市民のための法的サービスを提供することを目的とする法律事務所である。

#### ア 当面の弁護士過疎・偏在のための公設事務所

全国津々浦々に弁護士が定着することが困難な状況において、日弁連は前記の「日弁連ひまわり基金」を活用し、公設事務所の設置に着手した。

当面の公設事務所の形態は、「弁護士が常駐する型」、「法律相談センターにチーム制で日常的に弁護士を派遣する型」、「弁護士が開業する際に援助する型」を構想しているが、地域の実情に合わせて当該弁護士会と協議して決めることにしている。

業務としては、地域住民の法律相談および事件の受任・当番弁護士・刑事被疑者弁護・国選弁護・法律扶助相談および事件の受任等を行うとともに、地域への法的情報の提供・法的知識の普及等司法の浸透に協力することを主眼とした。

## イ 公設事務所の設立

日弁連は、1999年12月の総会において、当面10か所程度の公設事務所を設置することを決めた。

2000年4月、公設事務所第1号として、「ひまわり基金・九弁連対馬弁護士センター」を設立した。対馬は交通不便な島であり、当面弁護士が独立して開業しうる経済的基盤が厳しいとの判断の下に、長崎県および福岡県が中心となり、11名の弁護士がチームを組んで週3日常駐するという、法律相談センターを拡充する形で発足した。ところが、予想を上回り、相談に訪れる住民はひきもきらず、事件受任・当番弁護士・国選弁護もすべてこなす法律相談所として、住民には好意的に受けとめられている。

2000年6月、第2号の「石見ひまわり基金法律事務所」が設立された。石見地域には、すでに日弁連と共催の石見法律相談センターが設置されていた。さらに、常駐の弁護士により地域司法過疎を解消しようと、「日弁連ひまわり基金」により浜田市に常駐する弁護士を公募した。京都から応募した弁護士は登録を換えて島根県弁護士会の会員となり、地域住民の法律相談・事件受任のほか、当番弁護士・国選弁護・法律扶助事件等の公益業務を積極的に行うための公設事務所を開設した。日弁連は、一定額の所得保障・維持運営費を保障することとしている。この公設事務所は、地元の地方自治体、マスコミにも積極的に受けとめられ、開設してから1か月で68件の相談、8件の事件受任、その他にも国選、破産管財人など裁判所からも依頼があり、多くの地域住民が利用している状況である。

2000年度内に、北海道稚内市あるいは紋別市、沖縄県石垣市、岩手県でも二戸市、遠野市等4か所の設置が検討されている。したがって、前記総会で課題として掲げた当面の全国10か所の公設事務所設置は短期間のうちに実現されようとしており、全国20か所の公設事務所設置が新たな課題となってきた。

## ウ 弁護士開業支援

弁護士過疎地における弁護士の定着をめざした「日弁連ひまわり基金」による弁護士開業の援助要請も、宮城県等数か所で検討されている。

## エ 支援のための協力事務所

日弁連は、以上のように公設事務所への財政的援助、人的共助を実施したが、さらに、公設事務所に弁護士を派遣する弁護士育成事務所および任期満了後復帰するための協力事務所への支援策も検討している。新人弁護士の募集の条件に「弁護士過疎地への派遣」を明記して、1年間、基本的な実務教育を実施してから公設事務所に派遣する計画を有する協力事務所もあらわれ、第二東京弁護士会も支援の施策を進めている。

## (4) 将来の公設事務所の構想

日弁連は、弁護士過疎地に当面10か所、次いで20か所の公設事務所を設置す

ることを決意しているが、さらに、次のような新しい公設事務所の設置を検討している。

#### ア 都市型公設事務所

日弁連は、弁護士過疎地のみならず、都市部においても地域公設事務所を設置することを検討している。地域住民の法的サービスに努めるとともに、地域司法の拠点として、市民への法知識の普及、司法情報の提供、市民とともに地域司法計画を策定する等の活動を行い、市民の中の法文化を促進することを目的としている。陪審裁判の基盤づくりにも寄与しうるものと期待している。大阪弁護士会では、都市においても容易に弁護士に委任しがたい事件などにつき、市内に都市型公設事務所を近く設立する準備をしている。

将来はカナダ、アメリカのように、ロースクールの実務教育の一環として、学生の実務活動も行う実践の場としても公設事務所を機能させたい。

さらに公設事務所は、そこで公益活動を経験した弁護士の中から裁判官への途をひらく法曹一元の基盤としても機能しうるものと考えられる。

#### イ 専門公設事務所

クレジット・サラ金相談センター、高齢者・障害者支援センター等の専門公設事務所が東京三弁護士会等の大規模弁護士会では既設されている。

東京では、「弁護士会四谷法律相談センター（四谷四谷クレサラ法律相談センター）」「神田法律相談センター」（神田クレサラ法律相談センター）として、年間1万4000人が相談に訪れており、市民に広く受け入れられている。

都市部においては、さらに、弁護士へのアクセス障害のある弱者（たとえば、消費者、外国人、刑事、子ども等）を対象とする専門性を有した公設事務所を設置することも検討している。

### （５）国および地方自治体への協力の要請

臨時司法制度調査会意見書も指摘するように、弁護士偏在による過疎問題は、わが国の政治、経済、文化等の大都市中心のあり方に起因するものであり、当該弁護士会の責任のみで生じたことではなく、弁護士会だけの責任と努力によって解決できる問題でもない。

弁護士過疎地域は、経済過疎地であり、人口の過疎地域でもある。また裁判所が統廃合されたり、常駐の裁判官もいなくなったり、開廷日も月1日ないし2日、週1日であったり、地域に裁判官の姿が見えず、地域社会に法文化が育つような環境がますますなくなっている地域である。地域の住民の紛争解決や権利の実現を担う弁護士ばかりでなく、人権を守る機関、紛争を解決する機関である司法自体も過疎なのである。

たとえば、石見地域を管轄する島根地裁の浜田支部と益田支部は、1人の裁判官

が両支部を担当し、しかも民事、刑事、家裁等のすべてを担っているため、開廷日が制約され、事件処理の重複により長時間待たされるなど、住民も弁護士も不便を強いられている。旭川地裁の管内4支部には常駐の裁判官はいない。本庁から月1回、裁判官が同じ日に各支部に出張してまかなっている。弁護士は、同じ日に4支部に出張することもできず、日程を組む不便を強いられている。過疎地域では、弁護士も裁判所を利用しにくく、弁護士の開業を阻む要因にもなっている。

日弁連は、過疎対策を自らの課題として取り組んできており、また今後も努力していく決意である。しかし、このように司法過疎の解消は日弁連や弁護士会、弁護士だけで解決しうる問題ではなく、司法全体の問題として、さらに地域の住民の法的需要に公平に応える立場にある国および自治体の問題として対策を講ずるべきである。

国および自治体は、地域の住民の要望に応え、裁判所の適正配置、裁判官の適正配置、裁判官の常駐、住民の要望する開廷日等裁判所の司法サービスのあり方を検討し、財政的な援助を含め、地域の実情に即した施策を早急に進めるべきである。

現在でも自治体は、住民サービスの一環として、無料法律相談を主催し、また弁護士会の要請に応じて、施設の無料貸与、受付業務の支援、補助金の支出等相当な協力を行っている。日弁連は、今後とも自治体と協力して地域の司法政策を検討し、市民のために必要な諸施策を協議していくが、さらに地域司法計画を構築し、公的資金の補助を要請したい(資料8)。

## (6) 公設事務所の運営主体

日弁連は、「日弁連ひまわり基金」により、当面自己改革の一環として過疎地を中心に法律センターを設立することとした。そのために、すでに設立された対馬の公設事務所は、運営主体を九州弁護士会連合会(以下「九弁連」という)とし、資金は九弁連と日弁連が負担している。石見の公設事務所は、応募した弁護士個人の法律事務所として発足し、当該弁護士に対し日弁連が財政的援助をする個人法律事務所設置支援型の形態である。しかし、社会にとって不可欠な公共サービスを目的としながら、その経済的存立基盤を私的に築かなければならないというのは矛盾があり、日弁連だけが負担する財政基盤には限界がある。

公的資金の補助を受けて、より一層全国展開を拡充していく場合、公設事務所の設置・運営の主体については、日弁連それ自体ではなく、弁護士の業務について、その主体性、独立性が損なわれることのないよう配慮した上で、自立した第三者的な組織がこれを担っていくべく今後検討していく必要があると考える。

その第三者的組織としては、たとえば、法律扶助協会も適切な運営主体の一つとなりうるものと考えているが、法律扶助協会の目的、組織、意向等も十分検討した上で、将来的課題として決定していかなければならない。この点については現在会内で活発な討議を重ねているところである。



## 弁護士費用（報酬）

### （１）弁護士報酬の合理化・透明化

#### ア 弁護士報酬基準を定める視点

「弁護士に依頼するときにはいくらかかるかわからない。弁護士に高額な報酬を請求されるのではないか。」という不安は、古くから弁護士に対するアクセス障害の大きな要因であると指摘されてきた。

たとえば、同種事件は同額とするなど、すべての報酬を定額化すればわかりやすいものにはなる。しかし同種事件（たとえば、建物の明渡請求など）でも、当事者や諸般の事情により、解決への道のりがまったく違うなど、一般に、事件はきわめて個性が強い。また地域の経済的事情にも差が存する。個々の弁護士は、依頼者の置かれている経済的状况その他の諸般の事情を考慮して、規定の範囲内で適切な弁護士費用を定めてきたのが実情である。したがって、すべての報酬を全国一律に定額化することは、かえって、報酬基準としての合理性を失わしめる結果となる。

弁護士報酬基準を定めるにあたっては、利用者の予測可能性を満たすために、明確化・透明化を図るとともに、個別事情に応じた適切な報酬を定めうる柔軟性を兼ね備えた規定となるよう二つの要請のバランスをとる必要がある。

日弁連としては、今後もこれら二つの要請が程良く調和するように、報酬規定をより一層合理化・透明化すべきであるとする。

#### イ 報酬基準の改定の経緯

日弁連では、これまでも弁護士報酬に関する規定をわかりやすいものにするため、数回にわたり報酬等基準規程の改正を行ってきたが、1995年には、消費者団体、経営者、学者、マスコミなどの意見を聞いた上で、報酬等基準規程を全面的に改定した（資料9）。

#### 1995年の改正（参考）

弁護士へのアクセスを容易にする主な改正点

（ア）初回市民法律相談料規定（全弁護士会で30分ごとに5000円）を設定した。それまでは、30分以内5000円以上と規定されていたものを、明確にした。

（イ）民事・調停・示談交渉事件につき、着手金と成功報酬を1：2の割合にした。それまで着手金と成功報酬は同額とされていたものを、利用しやすくするために、着手金を低くおさえた。

わかりやすくするための主な改正点

（ア）民事事件の着手金報酬金の逓減率を4段階にした。それまでは、逓減率が細

かく細分化され複雑だったものを簡略化したもの。

(イ) 離婚・境界に関する事件の弁護士費用額を明示した。

(ウ) 契約締結交渉等民事事件の算定率の引用を避け、個別の算定率を設定した。

報酬の予測をしやすくするための主な改正点

(ア) 報酬説明義務と、依頼者の申し出のある場合の報酬説明書交付義務を規定した。

(イ) 事件が上級審に進行する場合および、依頼者、弁護士が複数の場合の報酬請求権を明確化した。

(ウ) 依頼事件が途中で終了した場合の報酬の精算関係を明確化した。

## ウ 事例別弁護士報酬の目安の提示

具体的な事例を示して、弁護士報酬の目安が示されることは、利用者が弁護士費用を予測する際に大いに役立つ。弁護士会では、利用者に事案別に弁護士報酬の目安を提供するため、これまでも「弁護士の頼み方 Q&A」(日弁連編、第22回審議会配布)などの書籍や、「弁護士の費用」(東京弁護士会編)などの冊子、ホームページ(第二東京弁護士会)などの媒体を通じて、代表的な事例につき、弁護士費用の目安を示している。事例集の発行は、国民に具体的かつわかりやすく報酬のイメージを提供するばかりでなく、弁護士の側でも依頼者に説明しやすいという効果がある。今後もさらに充実した事例集を作成していく。

## エ タイムチャージ(時間制弁護士報酬)

1975年の報酬等基準規程の改正により、顧問料を除く弁護士報酬については時間制(タイムチャージ)でも定めることができるようになっている。時間制の弁護士報酬は一時間1万円以上で、弁護士と協議して定めた額に事件処理に必要な時間を乗じた額とされており、弁護士費用につき、弁護士との契約でタイムチャージ制を選択することも可能である。

## オ スtockオプション等

ストックオプションをはじめとして金銭の交付以外の方法で弁護士報酬を支払うことについては、依頼者からの独立性の確保等の倫理上の要請(弁護士倫理18条)はあるが、これを禁じる規定はない。

## カ 報酬規定と独禁法

弁護士報酬規定が独禁法8条1項1号(事業者団体は一定の取引分野における競争を実質的に制限してはならない)に違反するのではないかとの指摘もあるが、報酬規定は独禁法に反するものではない。

その理由としては、第一に、わが国の弁護士報酬規定はあくまで目安であって、実際にも具体的事案に応じて弁護士が依頼者と個別に相談の上報酬額を決定しており、競争を制限するようには作用していないこと、第二に、弁護士法(33条2項8号)では、会則に弁護士の報酬に関する標準を示す規定を置くように定められており、法律上も報酬規定を置くことが義務づけられていること、などがあげられる。

## キ 報酬規定廃止論について

弁護士報酬規定を廃止し、自由な競争に任せてはどうかという指摘もある。しかし、報酬規定は報酬の予測可能性を確保するために不可欠である。弁護士の提供するサービスは案件に応じて多様であり、案件に応じた報酬の目安を示すことは、利用者にとって大きな便益である。報酬規定を廃止すると費用の予測が困難になり、かえって利用者にとって利用しにくい結果となってしまう。

## ク 弁護士報酬規定の定め方

弁護士報酬規定を弁護士会内部だけで決めることなく、規定策定過程の透明化をはかるため、報酬規定の改正に際しては、消費者団体、労働組合、行政庁、経営者、報道関係、学者、調停委員などの各会代表者を交えた協議会を設置して、意見を求めた上で改正している。たとえば、先に紹介した初回市民法律相談料30分5000円は、学者からの提言を取り入れたものである。弁護士報酬規定のさらなる改正に際しては、今後とも国民各層からの意見を広く採り入れ、たとえば報酬契約書の作成の義務化の検討など改善を図っていきたい。

## (2) 権利保護保険

日弁連が提唱してきた権利保護保険は、損害保険会社との間でその研究が進み、内容も確定（内容については第22回審議会で紹介済み）した。2000年7月27日には損保会社との調印式も終了し、秋からの販売を予定している（資料10）。この保険により、一定の事件に関して、弁護士に対する法律相談料、訴え提起の場合の弁護士報酬などが支払われることになるため、弁護士報酬に関する心配をすることなく、弁護士に依頼することが可能となる。

## (3) 今後の弁護士報酬について

弁護士会は、今後もさらに利用しやすい弁護士報酬とするために、一層の改善を行っていく。具体的には、昨今のIT革命によりインターネットなどで情報をとるケースも増えることを踏まえ、とりあえず、事例別・類型別の弁護士報酬標準額をホームページに載せるなど、利用者が弁護士費用を予想できる方法を拡充するとともに、弁護士による報酬説明義務の励行など、国民が利用しやすい弁護士費用制度の整備にさらに努力していきたい。

### 弁護士情報の公開

## (1) 日弁連における弁護士広告に関する諸規定の改正（2000年3月24日臨時総会決議）

改正の内容は、以下のとおりである。

従来、日弁連会則上、広告は原則禁止を原則自由化へと改めた。

広告に関する基本的事項（禁止される広告、保存義務、違反行為の中止、排除等）の規定を整備した。詳細は、司法制度改革審議会の2000年2月22日付「『弁護士の在り方』に関する「論点整理」＜参考資料＞（その2）」の資料44を参照していただきたい。

上記会則改正では、弁護士会の広報活動の責務を拡充・強化することも同時にうたわれている。

以上の会則等は、2000年10月1日に施行されることとなっている。

## （2）当面期待できる効果

### ア 広告の多様化

特にインターネットの普及、IT関連事業の活性化・多様化に伴う媒体の活用による影響が大きい。

これにより、弁護士の探し方がわからない、どこにいるかわからないなど、最低限のアクセス障害解消、弁護士や法律に関する一般的知識および社会的認識の普及が期待される。

### イ 弁護士の意識改革

広告のフィードバックを介して一般市民のニーズや傾向を直接知ることができる。それによって弁護士の意識改革を促進し、業務のあり方を時代に即応させることが期待できる。

### ウ 弁護士間における一定の競争の発生

弁護士の業務分野における各種の工夫につながる。

### エ 専門分野の開示、報酬の明瞭化に対する需要の喚起

従来から、弁護士の専門分野がわからない、報酬がわからないとの指摘が市民から寄せられている。

一方で、弁護士側の行う広告中、得意分野の表示、専門分野の表示、報酬に関する表示の適法性に関する議論が活発化し、専門および報酬の表示の仕方に関するルール整備につながることを期待される。これにより専門分野の情報開示、報酬の明瞭化などの効果が期待できる。

## （3）今後の検討課題 - さらなるアクセス障害の解消策をめざして

### ア 弁護士情報の質の確保から弁護士業務の品質確保

広告による情報内容の充実、すなわち専門表示、報酬を伴った広告へと内容が成熟していくにつれ、広告の受け手は広告主たる弁護士の業務それ自体の客観的保障を求めるようになる。

このような観点から、後記の専門認定制度の検討が必要となってくる。

イ 不適正な広告表示の排除のための実効性ある監視、排除措置の確立

日弁連においては、新設の委員会による検討が進められることになっている。

ウ 弁護士推薦制度とのリンク - 弁護士会広報のネットワーク構築

官公署や各種団体からの弁護士推薦依頼に関し、弁護士の専門性に関する情報の需要は多い。特定の地域を限定して専門性を有する弁護士を求めてくる例もあり、広告、広報に基づくデータ等を各弁護士会において自由に情報交換できるシステムが必要となる。

エ 権利保護保険制度の環境整備

一定量の弁護士情報が社会にいきわたることにより、弁護士の潜在的なクライアント層を生むことができる。これは権利保護保険制度の拡充への環境整備につながる。

( 4 ) 弁護士会による広報の充実

弁護士の意識改革や一定の競争は、広告が一定程度普及してはじめて期待することができる。しかし広告するかどうかは弁護士の任意にまかされている。それゆえ単に広告を自由化したのみではアクセス障害の解消にはならない。弁護士個人の広告のほかに、弁護士会の広報、弁護士会による弁護士情報の開示が必要である。

各弁護士会による広報の現状は、資料 1 1 ( 別紙 1 ) のとおりである。

( 5 ) 弁護士評価制度・情報提供制度について

東京弁護士会は、弁護士情報提供制度を 2 0 0 0 年に新設し、その中で取扱業務を一般業務と要経験分野とに分け、要経験分野として申告をするためには、裁判または A D R 3 件以上、著作 1 冊以上、論文・論稿 5 本以上などといった要件のいずれかを満たさなければならないものとして、情報を提供している(規則は 2 0 0 0 年 4 月承認、細則は同年 6 月承認、同年 1 0 月からインターネットに公開予定。資料 1 1)。このほか、第二東京弁護士会も弁護士情報の提供制度を設けており、「主たる取扱業務」等の情報を提供するものとしている(規則は 2 0 0 0 年 4 月承認)。

ただ、これらは必ずしも「専門」としての表示までを認めるものではない。また、マイナス情報についての開示については、まだ十分な検討がされているわけではない。

そこで、次のような方策が検討されるべきである。

ア 弁護士の専門認定制度

弁護士の専門分野の客観的な表示を促進するため、たとえば、一つのアイデアとして次のような「専門認定」の制度を設けることも検討されるべきである。

アメリカの制度を参考に、その内容は次のようなものにする。

認定制度を設ける専門領域には、従前の広告規制にあった「取り扱う業務に関する取扱要綱」を参考に、不動産、建築紛争、交通事故、医療事故、公害、消費者問題、サラ金被害、企業法務、金融、倒産、家事、離婚、相続、刑事弁護、行政、労働、無体財産、涉外、国際取引などが考えられる。

個々の弁護士に対して専門認定を与える機関は、日弁連の認定を受けるものとする。日弁連法務研究財団などが、個別の弁護士に対する専門認定付与機関として考えられる。

専門認定を与えられる場合、3年から5年程度の有効期間を設け、更新を要するものとする。更新の際には資格があることを証明することを要するものとする。

専門認定を与えられるには、次の要件のいずれかを満たすことを要求する。

- (ア) その領域の業務について、一定期間内に一定件数以上の取扱いをしたことを基準にして、3年以上の経験があること（なお、米国においては執務時間の25%以上を費やした期間を基準に3年以上の経験があることといった基準もある）。
- (イ) その領域の業務に関する学会、研究会に所属して、実質的な活動をしているものと認められること。
- (ウ) 弁護士会の研修制度に一定頻度で参加していること
- (エ) その領域に関する著書または論文があること。

#### イ 弁護士のマイナス情報の開示

弁護士の懲戒歴等マイナス情報の開示についても市民のニーズがある。従来、日弁連、弁護士会は過去の懲戒歴については開示しない取扱いをしてきたが、情報公開の趣旨等に鑑み、その開示の範囲、開示方法についての具体的な基準を含め、さらに検討を進めたい。

#### 職務の質の向上・弁護士執務体制の強化

##### (1) 弁護士の専門性強化の方策について

弁護士の増加傾向により、かつてよりは弁護士の専門化は進みつつある。今後の法曹の大幅増員やロースクールの充実によって、弁護士の専門化はさらに加速すると予想される。

そもそも弁護士の専門性の強化は、本来、自由業である各弁護士の自主的な取り組みによって進めるべきものであるが、日弁連、弁護士会としても弁護士業務委員会などを設けて弁護士の専門化の課題に取り組んでおり、さらに次のような方策を考えている。

## ア 弁護士会によるバックアップ

各弁護士会などにおける「専門研修部門」「専門研究会」の組織を拡充し、その活動をより社会にアピールできるようにバックアップする。たとえば、ホームページ開設、出版物発行などに便宜を図ったり、各種研修プログラム参加者の名簿の開示（たとえば、すでに一部で行われているように、破産管財人実務研修の参加者名簿を裁判所に提出し、管財人選任の参考資料として利用できる方法）、資金援助、奨励表彰プログラムを創設したりする方法などが考えられる。

## イ 法人化、共同化、協働化の推進

弁護士事務所の法人化・共同化・協働化を推進する。その中で隣接法律専門職種との専門知識などとも有機的に結合した専門的なサービス提供組織を形成していくことができるように検討する。

## ウ 専門性の広告、表示等

弁護士が一定の事件を専門的に取り扱うことができる機会を大きくするために、弁護士の専門性をできる限り広告・表示できるようにする。またその表示に客観性を持たせるために、前記専門認定表示の制度化などを検討する。とりわけ、日本全国のどこにいても一定の専門性をもった弁護士にアクセスしやすくなるように、インターネットなどの利用によって弁護士会における弁護士情報の開示を推進し、地方へも一定の専門性をもった弁護士を派遣できるような体制をめざす。

## エ 専門官庁や企業における専門的知見を獲得する機会の確保

専門官庁や企業における実務経験を積んだ弁護士が多数輩出できるように、官庁・企業が弁護士を積極的に登用し、また弁護士もそうした領域に進出できるように人事交流を図る。

## (2) 法律事務所の法人化

法人化問題については、臨時司法制度調査会とその意見書において弁護士活動の共同化が取り上げられたことを契機として、弁護士会内においても、継続的に研究・検討されてきた（福原忠男会員による「弁護法人」、大場民男会員による「法律法人」の各構想、東京弁護士会法友会の法律事務所法人化構想の公表など）。

近時、より良質の専門的法律サービスを求める社会のニーズの高まりが、専門職法人という法人を生み出す力となりつつある。法律事務所の法人化を社会のバックアップを得て21世紀に向け推進したい。

## ア 取り組みの現状

1994年1月	会長諮問	弁護士業務対策委員会あて
1997年10月13日	弁護士業務対策委員会	答申書
1998年11月4日	法律事務所法人化問題協議会	法律事務所の法人化に関する意見書
1998年12月18日	理事会決議	法律事務所の法人化問題に関する基本方

## 針

2000年3月17日 理事会決議

基本方針

2000年6月17日 理事会決議

従たる事務所に関する基本方針

その概要については、資料12を参照されたい。

現在、次期通常国会において法案を提出できるよう法務省および会内において検討中である。

## イ 法人化に期待されるもの

### 法人化の目的

弁護士が法人組織によって法律事務を取り扱うことができる途を開き、弁護士をめぐる法律関係を明確化するとともに、業務の継続性を確保することにより、多様かつ高度に専門化した質の高い法律事務を提供することを可能にし、社会の複雑化・多様化・国際化等の時代の要請に対応し、国民に利用しやすい法律制度の実現に寄与することを目的とする。

法人にすることによる法律関係の明確化

- ・業務の受任
- ・従業員との関係（雇用）
- ・業務用資産の保有

法人としての永続性

- ・業務の継続性に対する不安の解消

弁護士の死亡、病気によるリスクの解消 - 長期係属事件、遺言執行者など

- ・ノウハウ、情報の蓄積によるサービスの質的安定

業務、経営基盤の強化

、 の効果として、規模拡大、福利厚生制度整備、経理の峻別

業務上期待される質の向上

- ・分業・効率化を生む
- ・サービスの高度化、専門化を促進
- ・長期大型事件（大型倒産事件等）、定型的少額事件等多様な需要に対する対応
- ・裁判の迅速な進行に対する対応
- ・法曹一元裁判官の供給を含む各種の公職への就任の容易化
- ・公益活動の容易化

複数事務所設置による弁護士へのアクセスポイントの増大

## ウ 検討課題

専門的業務法人（たとえば、医療過誤に関する法律事務所法人、消費者金融に関する法律事務所法人、交通事故に関する法律事務所法人）の発生（ブティック型法人事務所）



従来の個人事務所の延長にある法人事務所ではなく、一定の専門に限定した法人事務所の発生が予測され、弁護士の専門的スキル修得に役立つ。

#### 弁護士会の公益的事業への法人制度の応用

これまで、弁護士会が遂行していた各種法律相談業務、当番弁護士、仲裁センター、高齢者財産管理センター等について、法人制度を応用することが考えられる。法律相談センター、仲裁センター、当番弁護士、公設事務所等々の業務に応じてそれぞれ各別の法人とすることにより、運営・財政・責任等を明確化することができ、今後、さらに発展し多様化するであろう公益的業務（たとえば住宅紛争などの裁判外紛争処理に見られる）に適切に対応することができる。公設事務所の運営を弁護士会が直接に行うことは弁護士法の制約もあって困難とされるところ、たとえば、法人を設立することにより、事務所の同一性を確保しつつ、そこにおいて執務する弁護士を交替しながら運営していくことが可能となる。

#### 複数事務所の設置について

##### (1) 弁護士法20条3項

弁護士が複数の事務所を設置することは、弁護士法20条3項により禁止されている。弁護士法制定当時、わが国において圧倒的多数を占めていた弁護士個人による単独事務所の形態を前提とすると、弁護士が複数の事務所を設置した場合、これらを常時直接の指揮監督下に置くことはむずかしい。そうすると当時もその存在が問題とされていた「非弁」（「弁護士でない者」）の活動の温床となるおそれがあり、そのような事態を防止するには複数事務所の設置を禁止した方がよいというのがその立法理由であった。

##### (2) 法人化された事務所における従たる事務所の設置

今回日弁連においてその基本方針を採択した法律事務所の法人化案によると、法人たる法律事務所については、下記の要件で従たる事務所を設置することが認められることとなった。

#### 従たる事務所にも弁護士が常駐すること

上記の常駐弁護士は、従たる事務所所在地の弁護士会の会員でなくてはならない。

弁護士法20条3項の趣旨を生かしながら、法人化された法律事務所が広く地域展開する可能性を開く方針であり、これによって複数事務所の設置は法人化された事務所には許されることとなった。

### (3) 今後の検討課題

法人化していない法律事務所においても、複数事務所設置を認めるか否かについては、「非弁」の活動の温床とならないようにするにはどうすればよいか、事務所の責任体制をどのように確保するかなどの課題を踏まえつつ、今後の検討課題としたい。

#### 弁護士自治と弁護士倫理

### (1) 弁護士自治のあり方と弁護士会の運営に第三者の意見を反映させる方策

弁護士は、基本的人権の擁護と社会的正義の実現のために、弁護士自治によって国家権力から独立して職務を遂行することが保障されている。この弁護士自治は、国民から負託されたものであり、その基盤は国民の信頼と支持にある。

弁護士に対する信頼を維持し向上させるために、個々の弁護士が倫理を自覚し、自らの行動を規律するとともに、日弁連および弁護士会は、所属弁護士の指導・監督（弁護士法31条および45条により各弁護士会および日弁連は所属弁護士の指導・監督ができる）を適正に実施できるような態勢を整えなければならない。

#### ア 弁護士会運営の制度と現状

(ア) 弁護士会の運営は、弁護士法、日弁連および各弁護士会の会則に従って行われるが、総会を最高の意思決定機関とし、会員の選挙によって選任される会長、副会長その他の機関によって運営される。会長および副会長は、法令によって公務に従事する職員とされている（弁護士法33条、35条）。

(イ) 日弁連の役員は、現在、会長1名、副会長12名、理事71名、監事5名とされている（日弁連会則56条）。会長は弁護士である会員の投票によって、弁護士である会員の中から選任される（日弁連会則61条1項）。副会長、理事および監事は、各弁護士会が選任した代議員（各弁護士会で、3名に会員数50名までごとに1名を加えた員数）によって構成される代議員会において選任される（日弁連会則61条の4）。

日弁連の運営は、会長が代表する。会長は会務を統理し（日弁連会則57条1項）、理事会は「運営に関する重要事項」（日弁連会則59条1号）等を審議し、常務理事会は「運営に関する事項」（日弁連会則59条の3、1号）等を審議する。

#### イ 弁護士会の運営に第三者の意見を反映させる方策

これまでも日弁連および弁護士会は、会務運営に第三者の意見を反映させる方

策をとってきた。

たとえば、日弁連においては1979年に日本弁護士連合会懇話会規則を制定し、毎年2回以上これに基づく懇話会を開催し、日弁連会長が委嘱した外部の学識経験者に対して会務運営の状況について報告し、これに関する意見を受けてきた(資料17)。

また、弁護士法および日弁連の会則上、外部委員(参与員)参加が規定されている委員会は、以下のとおりである。

資格審査会 弁護士委員のほかに裁判官・検察官・学識経験者各1名

懲戒委員会 弁護士委員のほかに裁判官・検察官各2名、学識経験者3名

綱紀委員会 弁護士委員のほかに裁判官・検察官・学識経験者各若干名

その他、マスコミ関係者とも各社論説委員・解説委員との懇談会、司法記者クラブ・法務省記者クラブとの懇談会を随時開催し、一方的な発表ではなくマスコミ各関係者の意見を承ってきた(資料18)。

各弁護士会においても、たとえば、市民モニター制度など外部の意見を聞くための努力を行っているところが多い(資料19)。

さらに、たとえば、報酬等基準規程の改正など、市民に直接関係する分野の重要な会規の改正をするにあたっては市民代表の意見を承るなどの工夫もしてきた。

弁護士会が担っている任務の重要性からみて、会務運営が独善に陥らないよう市民の意見を反映させることはきわめて重要であり、上記のような制度の運用を充実させることに加え、さらに制度の改善に努めていきたい。

また、弁護士会が弁護士の登録・懲戒といった行政事務を担っている以上、これについて国民に対するアカウンタビリティや情報公開の責任があると認識しており、今後、制度の充実に向けて検討をしたい。

## (2) 倫理研修のあり方

### ア 弁護士倫理

弁護士がその責務を遂行する高い倫理感を持って業務を適正に行うことは、国民に最も身近で、現実に国民生活の中で法の支配を担うものとして、特に重要である。

日弁連は「弁護士倫理」(1990年3月2日、日弁連総会決議。1994年11月22日、日弁連臨時総会決議)を定め、弁護士の倫理向上に努めてきたが、弁護士の社会的な役割が一層増大していくことを考えるとき、弁護士の業務の複雑化・多様化に応じて、弁護士倫理をさらに徹底しその向上をはかるための努力が必要であると考えられる。

### イ 倫理研修の実施状況とその内容

弁護士会による倫理研修は、従前から各弁護士会ごとに行われてきたが、

その運用を統一するために、1997年の日弁連会規・規則改正により、弁護士登録1年目および満3～5年、満10年、満20年、満30年の各時期に実施され、弁護士はその受講を義務づけられることとなった（2月22日配布参考資料45を参照されたい）。

#### ウ 倫理研修のあり方の検討

弁護士倫理の多くは現実の弁護士業務の中で繰り返し問われる問題であり、弁護士業務上のすぐれて実践的な課題である。同時に、弁護士という社会的な存在に深く根ざした理念に関わる課題でもある。したがって、弁護士倫理に関する研修は、法曹を志す学生の段階から、弁護士登録後多くの年を経た者までを対象にして、深く、かつ実践的な研修を繰り返し行う必要がある。

弁護士倫理研修をさらに充実・徹底するため、「倫理委員会」を日弁連および各弁護士会に設置し、弁護士倫理のあり方および実情を総合的に検討するとともに倫理教育、綱紀・懲戒制度のあり方等を改善するための方策を策定し実施する必要があると考える。

それだけでなく、法曹養成制度の中で弁護士倫理に関する教育プログラムを実施し、「一般規律」、「依頼者との関係における規律」、「事件の相手方との関係における規律」、「裁判関係における規律」、「官公庁との関係における規律」、「弁護士会との関係における規律」等各場面について具体的かつ実践的な教育を十分な時間をとって行う制度を実現する必要がある。

また、司法試験やロースクールにおいて、弁護士倫理に関する実務的な問題を踏まえた試験科目を設け実施すべきである。

弁護士会の倫理研修をさらに拡充し、特に、弁護士登録後一定期間（1～3年）内の弁護士については、弁護士会の選任する指導弁護士による実務の中での倫理教育を行い、弁護士会による集合研修を強化することを検討する。

### （3）苦情処理の適正化（弁護士会による指導・監督のあり方を含む）

#### ア 基本的な姿勢

弁護士の業務のあり方、報酬制度をより透明性の高いものにし、弁護士に依頼する市民の立場から利用しやすく納得の得られるものにするために努力するとともに、弁護士に対する苦情に弁護士会として適切に対応できるように体制等を整備する。

#### イ 弁護士に対する苦情の受付体制

弁護士に対する苦情は、全国の弁護士会でこれを受け付ける体制をとっている。市民向けに「相談窓口」を設けている弁護士会は資料16のとおりである。「市民窓口」（東京・京都・岡山弁護士会）、「弁護士業務に関する市民窓口」（大阪・滋賀弁護士会）、「弁護士業務等に関する苦情相談窓口」（第一東京弁護士会）、「市民の声を聞く窓口」（仙台弁護士会）等の名称で、相談窓口を設置している弁護

士会では、決められた職員が受け付け、役員（副会長など）や役員経験者などが相談に応じる体制をとる体制をとっている。相談窓口を設置していない弁護士会では、苦情相談がされる場合には職員や在会している役員（会長・副会長）がこれに対応しているが、これらの弁護士会における苦情相談件数は、ほとんど年間数件以下である。

#### ウ 弁護士に対する苦情の実情

1999年度の苦情受付件数は全国で約3600件（1998年度は約3100件）であり、増加傾向にある（資料16）。

弁護士に対する苦情の過半数は依頼している弁護士に対する苦情であり、事件処理の仕方に関するものが多いが、報酬や預り金など金銭をめぐるトラブルも一定数にのぼっている。

事件の相手方弁護士に対する苦情も全体の3割～4割程度にのぼっている。事件処理のあり方や弁護士の言動に関するものが多い。相手方の代理人となった弁護士への嫌がらせと見られるものも相当数含まれている。

札幌弁護士会で1999年度に2名の弁護士が刑事事件で起訴されたことに関連して85件の苦情が寄せられたなど、特定の弁護士に多数の苦情が集中して寄せられる傾向が見られる。また、懲戒請求に連なる苦情が1割前後の割合で含まれている。

#### エ 苦情処理適正化の方策

次のような方策を検討したい。

利用者・市民からの苦情を受け付け、適切な対応をなす体制を全国の弁護士会で整備する。苦情に適切に対応できるようにするため、苦情相談担当者などに対し、利用者・市民からの苦情への対応についての教育・研修を充実させる。

弁護士への苦情がある市民に苦情相談、懲戒申立等の手続をとることができることを広く知らせるため、全弁護士会がインターネットのホームページでその手続を説明したり、パンフレット等を作成頒布する等の広報を充実させる方向で検討をする。

苦情相談、紛議調停、懲戒等のデータとその内容を（プライバシーに配慮しつつ）公表し、市民がその内容を知ることができるようにするための措置について検討する。

苦情により判明した事実から弁護士に対する弁護士会の指導監督が必要と思われるケースについては、迅速にこれを行えるよう、体制の整備を検討する。

### （4）綱紀・懲戒制度の見直し（透明化・迅速化を含む）

#### ア 弁護士に対する懲戒を弁護士会が行うことの意義

弁護士が、国民の基本的な人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を有

し（弁護士法1条）、法律事務全般に及ぶ職務が認められている（同法3条）中で、国家権力と国民の基本的な人権が衝突する場面では、弁護士がその使命と職責を全うするため国家権力と対決することが必然的に生ずる。弁護士が裁判所や法務大臣の監督に服する制度の下では、弁護士がその使命と職責を全うすることが困難であり、これがひいては国民の基本的な人権に対する侵害にもつながるとの認識のもとに、現行弁護士法（1949年）の制定に伴い、自治的監督制度が設けられた。

弁護士会が会員である弁護士に対する懲戒権を適正に行行使することは、弁護士の職務の独立を保障しつつ弁護士の職務の公正を確保するものであり、弁護士会の最も重要な責務の一つである。

裁判官については、その独立性を保障するために「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」（憲法78条）と定められている。

検察官については、行政官でありながらその職務の独立を保障するために、「検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは」、検察官適格審査会の審査の議決を経てその官を免ずる（検察庁法23条）と定められている。

弁護士に対する懲戒を弁護士会に設置された懲戒委員会の議決に基づいて弁護士会が行うこととされているのも、弁護士の職責を全うするために弁護士の独立性を保障する必要があるからにほかならない。

#### イ 弁護士に対する懲戒制度の仕組みとその現状

弁護士に対する懲戒制度の仕組みについては、2月22日配布参考資料45、同資料別紙1に、懲戒請求事件の件数等については、同資料別紙2にまとめられている。

懲戒請求事件は最近数年間、年間500件前後を推移してきたが、1998年、1999年と、年間700件に達している（資料13）。懲戒請求は何人でもでき、請求受理の段階ではその事由のいかんも問わず、申立費用も必要ないため、弁護士会の役員となっただけで懲戒請求される例もあり、請求案件の相当多数は、明白な濫訴か、指摘された事実があるとしても懲戒事由に該当する非行とはいえないものである。

しかし他方で、事件の依頼者から預かった金銭にまつわる非行事案や弁護過誤に該当する事案も少なからずある。非弁業者との提携により名義貸しにより収入を得ている事案も増加してきており、こうした事態をそのまま放置することは到底できない。1999年の懲戒処分事例53件の処分事由は、資料14のとおりである。

弁護士に対する懲戒処分の事由は、大多数が依頼者との関係で生じており、金品の精算を行わなかったり、依頼者から預かった金銭を横領したものの、

事件を遅滞なく処理しなかったもの、事件処理結果を報告しなかったものが多数を占めている。また、双方代理など職務を行えない事件を受任したもの、報酬基準を超えた高額の報酬をとったもの、弁護士に与えられた権限を超えて勝手に事件処理を行ったものも一定件数にのぼっている。

その他、依頼者との関係以外での懲戒事由では、弁護士でないのに弁護士の名を使って債務整理を行う整理業者と提携したものや、違法行為を助長したものが少なからずある。

#### ウ 懲戒事案発生を防止するための方策

以上のように、弁護士に対する懲戒事由は、弁護士の業務に関する事由、特に依頼者との関係で生じるものと、弁護士の名を使って債務整理を行う整理屋と提携したものが多数を占めているのであり、日弁連及び各弁護士会は、こうした事態に対応して、

弁護士の業務上の預り金を別の銀行口座で保管すべきことを義務づけることの制度化

整理屋との非弁提携行為に関する弁護士会による調査や告発

弁護士報酬に関する依頼者への説明の義務化と契約の書面化推奨

等の制度改革を行ってきたほか、

新入会員、満3～5年・満10年・満20年・満30年に達した会員の倫理研修の義務づけ、綱紀・懲戒に関する広報活動の強化等に取り組んできた。

また、日弁連は1991年に、懲戒処分の内容を公表する制度を設け、記者会見その他で懲戒処分の内容とその理由の要旨を公表する扱いを開始した。

なお、前記のとおり、現在、業務上の預り金を別の銀行口座で保管すべきことを義務づけること（一定金額以上預かる場合）をいくつかの弁護士会では制度化している。このような制度化を当面全弁護士会で実施するとともに義務の履行状況についての調査体制の整備をはかる必要がある。

また、会内では業務上の預り金の保管口座について弁護士会が管理することを制度化すべき（フランスなどで同様の制度がある）との議論があり、検討が行われているところである。

#### エ 弁護士に対する懲戒制度の改革および運用面での改善の方向

##### （ア）綱紀委員会、懲戒委員会の委員の構成

弁護士に対する懲戒制度の特徴は、懲戒事由の有無を審査し懲戒処分を決定する懲戒委員会の審査の前に、綱紀委員会の調査により懲戒委員会の審査に付することが相当か否かを調査せしめる点に見られる。こうした制度を設けたのは、懲戒請求の濫用による弊害を防止するためであり、他方で、綱紀委員会の調査結果に対しては異議の申出の道が定められている。

1979年の法曹三者の合意に基づき、綱紀委員会には、裁判官、検察官、学識経験者各若干名を参与員として参与させることが各弁護士会の会則によ

り定められている。綱紀委員会の参与員は綱紀委員会に出席して意見を述べることができるが、議決権を有しない。こうした制度のあり方と実際の運用についての参与員の感想は概ね肯定的である。

懲戒委員会は、各弁護士会の会則により裁判官、検察官、学識経験者が委員として参加し、審議と議決に加わっている。弁護士である懲戒委員がその他の委員の合計数よりも1名多くなる構成がとられている。懲戒委員会の委員構成および審議内容については参加した裁判官、検察官、学識経験者から概ね肯定的、積極的な評価がされている。

綱紀委員会（外部の参与員制度）、懲戒委員会（外部委員制度）の委員構成について、弁護士会としては外部からの参加について現行制度のもとで透明性および公正さの点で特に欠けるところはないと考えるが、さらにその趣旨を活かすために外部委員（参与員）について学識経験者だけでなくユーザーサイドの意見を代弁する委員（参与員）を入れるべきとの意見は十分検討に値する。

#### （イ）調査・審理の適正・迅速化を進めるために

全国の弁護士会の綱紀委員会および懲戒委員会における審査期間は資料15のとおりである。綱紀委員会では全申立件数の8割強が1年以内に処理され、2年を超えるものは2%程度である。懲戒委員会では全継続案件の7割程度が1年以内に処理されており、2年を超えるものは5%以下である。

一部長期化している案件は、事案の複雑性、関係者からの事情聴取の困難、事実認定のための証拠収集の不足等が原因としてあげられているが、綱紀委員会、懲戒委員会の全体委員会の開催が1か月1～2回程度であり、全体委員会で多数の案件を審査することの限界も指摘されている。また、懲戒請求された事案について、審査手続等において弁護士会に強制調査権がないため事案を解明することに困難を来たす場合が見られ、そのことが懲戒制度の運用を困難にしている面があるとの指摘も行われている。

これらの問題を解決し、審理の適正・迅速化を進めるために、各弁護士会において、

委員の増員

審理回数の増加

証人調べを一部の委員に行わせることによる審理回数の実質的確保等の方策を講じ、また、

業務上預り金の別口座への預託の義務化など業務面での弁護士の義務の明確化

綱紀委員会・懲戒委員会の審査手続において、陳述・説明・資料提出を義務づける

等の方策を講じてきた。

今後の検討課題として綱紀・懲戒手続における調査・審査にあたって、会



員である弁護士が、弁護士会による調査・審査に協力すべきことを明記するなどの制度改正により審査の適正と迅速化を図る必要があると考える。

(ウ) 懲戒手続における請求者の立場への配慮

懲戒請求は何人でもできる制度であるが、綱紀委員会、懲戒委員会の審理手続において、懲戒請求の申立人が綱紀・懲戒手続に実質的に手続に参加することができるよう、審査制度の改革を行うことを検討する必要がある。

各弁護士会に会員の懲戒申立が行われたが（日弁連への直接の懲戒申立は認められていない）、弁護士会の綱紀委員会において懲戒委員会の審査に付さないとの決定が行われた場合ないし弁護士会の懲戒委員会において懲戒しないとの決定が行われた場合、これに不服のある申立人は、現行制度上は、日弁連への異議申出のみが認められている。

日弁連への異議申出の中には少なからず「濫訴」と見られるものがあり、少数の委員で案件を処理するのに苦労している実情にあるが、これに対する審査は適正に行われていると考えている。日弁連懲戒委員会の構成は8名の弁護士委員と7名の外部委員（裁判官・検察官各2名、学識経験者3名）となっているが、外部委員がこぞって懲戒すべきであるとの意見を述べたにもかかわらず、弁護士委員が多数決でこれを押し切って懲戒しないとの結論を出した例はない。

しかし、前述したように、市民に対するアカウントビリティ、情報公開の要請に応える必要が高いことに鑑み、懲戒委員会の決定に各委員が少数意見を掲げることができるようにして決定手続の透明性を高め、懲戒に関する先例の充実化を図るなどの改善策を検討課題としたい。

(エ) 懲戒処分の結果等の公表について

懲戒処分については懲戒処分を受けた弁護士名、懲戒処分の内容、懲戒処分事由の概要が公表されている。また、クレ・サラ事件で整理屋と提携した「非弁提携」事案など懲戒処分の結論を待っているのは被害の増大を招くおそれがある場合に、一部の弁護士会では、綱紀委員会の調査に付された段階等に、その事実を公表する制度を導入している（1999年以降、東京弁護士会、大阪弁護士会、第二東京弁護士会など）。

以 上